

決算審査特別委員会

平成26年9月9日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町第一会議室

議長

中西和夫

委員長

小野隆雄

副委員長

里川宜志子

出席委員

小林誠

伴吉晴

紀良治

飯高昭二

辻善次

理事者出席

町長 小城利重

副町長 池田善紀

教育長 清水建也

総務部長 乾善亮

総務課長 黒崎益範

企画財政課長 西巻昭男

住民生活部長 植村俊彦

福祉課長 本庄徳光

同課長補佐 中原潤

同課長補佐 安藤容子

国保医療課長 山崎善之

同課長補佐 田口昌孝

同係長 大野彰彦

健康対策課長 西梶浩司

同課長補佐 北典子

環境対策課長 栗本公生

同課長補佐 福田善行

住民課長 岡村ひとみ

同課長補佐 鎌田裕之

都市建設部長 藤川岳志

建設課長 佃田眞規

同課長補佐 岡村智生

観光産業課長 井上貴至

同課長補佐 手塚仁

都市整備課長 松岡洋右

同課長補佐 井戸西豊

同課長補佐 関口修

会計管理者 西川肇

上下水道部長 谷口裕司

下水道課長 上田俊雄

議会事務局職員

議会事務局長 寺田良信 係長 大塚美季

(午前 9時00分 開議)

○小野委員長 おはようございます。

ただいまから再開し、直ちに本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、第4款衛生費についての説明をお受けいたします。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、第4款衛生費の決算の概要についてご説明いたします。

着席させていただきます。

初めに、主要な施策の成果報告書の101ページから118ページの第1項保健衛生費でございます。

まず、101ページの第1目保健衛生総務費から説明をいたします。職員の人件費、王寺周辺広域休日応急診療施設組合及び西和衛生試験センター組合の運営に要する費用が主なものでございます。

食生活改善の普及啓発を図るため、食生活改善推進員と連携を取りながら食育の推進に努めました。また、町医師会・町歯科医師会と連携を図るとともに、栄養士会や食生活改善推進員協議会の活動を支援しながら、乳児から高齢者の健康づくりに努めたものでございます。

また、王寺周辺広域休日応急診療施設組合及び西和衛生試験センター組合の運営に対し負担金を支出いたしまして、休日応急診療の体制及び水質検査等の体制の充実に努めたところでございます。

続いて、102ページから104ページの第2目感染症予防費でございます。感染症の予防や蔓延防止のため、予防接種に要する費用を支出いたしました。

まず、102ページからの高齢者インフルエンザ予防接種や日本脳炎予防接種を初めとする各種定期予防接種を実施いたしました。平成25年度からは、細菌性髄膜炎、いわゆるヒブワクチン、小児肺炎球菌、子宮頸がんワクチンが任意接種から定期接種に変更となりましたが、このうち104ページの子宮頸がんワクチンにつきましては、接種後に持続的疼痛が特異的に見られることなどから、平成25年6月からの積極的な接種勧奨を差し控えているところでございます。

また、104ページの高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種、また、ロタウイルス予防接種につきましては、任意予防接種といたしまして、その費用の助成を行いました。平成25年度からは高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の対象を70歳から65歳に引き下げております。

また、風しんの流行によりまして、平成25年度に限り、妊娠希望者を対象に風しんのワクチン予防接種費用の一部の助成を実施いたしました。

続いて、105ページから109ページの第3目母子衛生費でございます。妊婦や乳幼児の健康管理、親の育児力の向上や育児不安の解消などに要する費用等を支出したものでございます。

105ページの健康づくりの意識啓発と活動支援では、子どもの健やかな成長を図るため、学校と連携して思春期における健康教育を行いました。また、乳幼児期の特に母親の育児力を高めるため、母子保健推進員の支援を行うとともに、助産師によります性別の違い、医師による予防接種、歯科衛生士による子どもの歯の健康の講演会等を開催したものでございます。

次に105ページからの予防・相談体制の充実でございます。105ページの乳児健診を初めといたしまして、1歳6か月児や3歳児などの乳幼児の健診を行いました。経過観察を必要とする乳児には、保健師が担当医と連携を取りながら育児支援に努める一方、発達状況に不安がある幼児に対しましては、臨床心理士による発達相談を行ったものでございます。

また、107ページの新生児訪問などを実施いたしまして、産後の回復状況に応じた具体的な指導を行ったり、両親学級や子育て教室など、親の育児力の向上を目指して、子どもの成長発達に応じた教室を開催いたしました。

次に、108ページの妊婦一般健康診査の実施では、健康診査の受診券を1人当たり15回分を助成し、その経済的な負担の軽減を図りました。

次に、109ページの一般不妊・不育治療費の助成では、一般不妊治療や不育治療を望む夫婦に対しまして、高額となる治療費用の一部の助成を行いまして、一般不妊治療で31件、不育治療で3件の助成を行ったものでございます。

最後に、109ページ、保健・福祉・医療の連携と充実では、安心して妊娠・出産できる体制を確立するため、産婦人科の一次救急体制の整備に努めたところでございます。

続いて、110ページから115ページの第4目健康増進事業費でございます。各種がん検診や健康づくり事業に要する費用を支出いたしました。

まず、110ページからの健康づくりの意識啓発と活動支援では、生活習慣病の予防の重症化を防ぐため、健康教育の実施といたしまして、健康づくりの講演会や生活習慣病予防に係る各種教室を実施することで、具体的な生活習慣の改善方法について指導を行い、行動変容につながるよう努めたものでございます。また、111ページの保健セ

ンターサポーターの養成では、保健センターと協働して地域での健康づくりに取り組むサポーターの養成を行いました。

111ページからの予防・相談体制の充実では、医療保険者等が行う健診を受診できない人の健診を行うとともに、大腸がん検診、112ページからの胃がん検診を初めとする各種がん検診を実施いたしました。受診者の利便性を考慮し、集団検診と個別検診の両方で実施いたしまして、延べ6,715人が受診され、がんと診断された人は、大腸がん2人、胃がん2人、乳がん3人、子宮がん1人、前立腺がんで2人で行いました。

次に、113ページ、歯周疾患検診でございますが、糖尿病などの生活習慣病との関連性があることから、早期に発見し、治療することが大切であるため、40歳以上の人を対象に実施いたしました。

次に、114ページの脳ドック健診受診費用の助成では、138人に助成を行って、受診の結果、3人に異常所見が認められたところでございます。

次に、115ページの高齢者健康診査の実施では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、奈良県後期高齢者医療広域連合からの受託事業といたしまして、75歳以上の高齢者を対象とした健康診査を実施したものであり、平成25年度は、942人が受診を行いました。

続いて、115ページ、第5目狂犬病予防費でございます。これにつきましては、狂犬病予防法に基づく犬の登録業務及び狂犬病予防注射済票の交付業務等を行ったものでございます。

続いて、116ページ火葬場費でございます。火葬業務や火葬施設の日常的な維持管理に要する経費等を支出したものでございます。

続いて、116ページから118ページまでの第7目環境対策費でございます。環境保全推進委員活動の支援、ISO14001、地球温暖化の防止、住宅用太陽光発電システム設置への助成、また、竜田川流域生活排水対策推進協議会の運営に要する費用が主なものでございます。

116ページの環境共生まちづくりの推進でございます。環境保全推進委員活動の支援では、環境保全推進委員を委嘱し、地域の巡視及び実態調査に取り組んでいただけたところでございます。

次に、117ページ、ISO14001の推進でございますが、ISO14001の導入によります費用対効果については、省エネ、省資源への取り組みによりまして、I

S O 運用経費を含めましても、依然導入前の経費を下回っており、環境マネジメントシステムによります効果の持続を確認しているところでございます。

次に、地球温暖化の防止では、地球温暖化に関する活動、情報発信などの事業展開を実施している斑鳩町地球温暖化対策地域協議会の活動を支援いたしました。

次に、住宅用太陽光発電システムの設置への助成では、再生可能エネルギーの普及を促進し、温室効果ガスの削減を図るため、平成 25 年度、設置者 85 人に対しまして補助金を交付いたしました。

次に、118 ページの空き地の適正管理につきましては、空き地を適正に維持保全するための所有者の責務を明らかにし、適正な管理を強く促すため、空き地の適正管理に関する条例を制定いたしました。施行は平成 26 年度からでございます。

次に、害虫駆除の支援といたしまして、スズメバチによる危害を防止し、町民生活の安全を守り、より良い環境づくりに寄与するため、スズメバチ被害防止対策補助金交付制度を創設いたしました。施行は平成 26 年度からでございます。

続きまして、119 ページから 126 ページまでの第 2 項清掃費でございます。

まず、119 ページの第 1 目清掃総務費でございます。職員人件費や美化推進などに要する費用を支出いたしました。ポイ捨てしにくい雰囲気醸成するとともに、美化意識の向上を図るため、クリーンキャンペーンの実施や環境パトロール時に啓発広報を実施したところでございます。

119 ページから 125 ページまでの第 2 目塵芥処理費でございます。リサイクル処理の委託、ごみ処理の委託、また、ごみ減量化推進、資源物回収奨励金交付事業、衛生処理場の維持管理や運営、バイオマス利活用の推進、そして可燃ごみ積替え施設の整備などに要する費用について支出いたしました。

ごみ排出量、資源化の状況につきましては、まず、家庭系廃棄物・資源物排出量の推移を見ますと、廃棄物収集量が減少しているのに対し、資源物収集量が増加傾向で推移しております。また、事業系あるいは公共施設の搬入量の推移については、平成 20 年度以降、減少傾向に推移しております。

このような状況から、124 ページのごみ排出量の状況やごみ資源化の状況の表がございしますが、住民 1 人 1 日当たりの排出量は、平成 25 年度では、前年度と比較いたしまして 9 g 少ない 619 g となっております。国民 1 人当たりの排出量、平成 24 年度現在ですが、963 g、奈良県民 1 人 1 日当たりの排出量、これは平成 23 年度ですが、923 g となっております。これらと比較いたしましても、当町は少ない排出量で推

移しているところでございます。

また、総ごみ発生量のうち、資源化された割合、いわゆる資源化率につきましては、平成25年度で50.4%となっておりまして、全国の平成23年度20.4%、奈良県の、これも平成23年度でございますが、13.5%と比較いたしまして、かなり高水準となっているところでございます。

このことから、本町は、ごみの発生量そのものが少なく、発生しても焼却や埋立て処理の量が少ないということで、全国的な課題であります最終処分場の残余容量の延命に貢献したのではないかと考えているところでございます。

本町では、平成24年4月から焼却処理を業者委託したことによりまして、本町のごみ処理は全て委託処理となりまして、排出量の増減が処理費用の増減に直結してまいります。このことから、環境井戸端会議によるゼロ・ウェイストの啓発活動や家庭生ごみ分別収集のモデル世帯の拡充、事業系生ごみ分別搬入のモデル事業の実施、陶器類の再利用・リサイクル事業の推進など、さらに焼却、埋め立てするごみの量を減らすとともに、啓発事業などを充実させ、ごみ減量化に努めたところでございます。

続いて、126ページのし尿処理費でございます。職員人件費、鳩水園の維持管理・運営、し尿の処理、浄化槽の設置補助などに要する費用を支出いたしました。

ごみ・し尿処理といたしまして、鳩水園の運営では、施設からの放流水につきまして、オゾン処理装置による高度処理及び脱窒素処理などにより水質汚濁の防止に努め、適正な施設運営を行ったものでございます。

また、合併処理浄化槽の設置補助では、平成25年度におきましても引き続き浄化槽設置者に対しまして補助金を交付するとともに、浄化槽の適切な維持管理につきまして、広報紙等を通じましてその啓発に努めたところでございます。

以上で、第4款衛生費に係ります説明といたします。何とぞよろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○小野委員長 説明が終わりましたので、第4款衛生費について質疑をお受けします。

辻委員。

○辻委員 まず初めに、102ページの、高齢者インフルエンザ予防接種の実施ということで、これも、この間の優待券と同様に、やっぱり今後、いろいろな、監査委員も指摘もされていますし、これからやっぱりどんどんふえるということも言われます。

実績見ますとやっぱり57%、平成22年が一番か、60何%。率は前後しますけど、他町村では1,000円とか徴収されています。これ、例えば、1,000円徴収しま

すと、435万、また使用料が、負担金が入ってくるということもありますけども、取る、取らない、別に、今後やっぱりこれらもふえてくる可能性があります。

以前から単価についていろいろ指摘もさせて、医師会のほうでご苦労かけて、負担金額は下がってきていますけども、やっぱり今後これらも、先ほどの高齢者優待券と同様に、今後検討していただくことが大事であろうということ。これも将来的に、今すぐせえとかではなく、今後やっぱり検討していただくということも、これもちょっとお願いだけ、先ほどのあれと同様にお願いしておくこととしておきます。

次、2点目、106ページの1歳6か月健診と3歳児健診のこの中で、要観察児が前年度より全部こう、ふえてきて、児童数はあまり変わらないのに、若干児童数が減ってきたのかな、要観察児がふえてきているということについて、何かこう、どういう原因か。それか、基準が変わったのか、その辺もあわせてちょっとお聞きしたいと思いますけど。

○小野委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 今、ご指摘いただきました1歳半、3歳児健診につきまして、24年度と比較しましたら、要観察児が確かにふえてきております。これは、子どものどうかかわっていったらいいかわからないという親御さんも多くなってきており、また、内容的には、落ちつきがないとか、言葉が遅いとかいったお子さんが多くなってきております。そういったことから、幼稚園の先生、また、保育園の先生と一緒に、親御さんも含め、臨床心理士の専門の先生に相談を行っていただいております。その中で、家庭や園でのかかわり方をどうしたらいいかということで、助言なり指導をいただいているところであります。

この要観察児の数がふえてきておりますことから、町といたしましても、臨床心理士の専門の先生に相談の回数を、1歳半、6歳もまぜて、平成24年度は年間で28回しておりますが、25年度は、4回ふやして32回ということで相談体制の充実を図ってその対応に当たっているところでございます。

○小野委員長 辻委員。

○辻委員 これもちょっと気になる数字ですので、今後やっぱりこれ、十分やっぱり、これから育っていく子どもですので、十分やっぱりそういうのの経緯を見ながら、よろしくお聞きしたいと思います。

次に、117ページの飼い猫の不妊手術の助成ということで、これまで自治会でも野良猫の被害に悩まされております。町も再三広報で周知されていますけれども。それと

一方、奈良市かて、餌やりの禁止条例を設置しようとしてできなかったという経緯、町も一遍検討したらということですが、奈良市がもう全然できなかったと。カラスだけがされたというようなのは聞いていますけど、一応野良猫というのか、その餌やりの禁止条例を設置しようという動きがありましたけども、多分もう今されていないという経緯もありますけど、今後、何かええ手だてがないものかお伺いしたいと思います。

○小野委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 町のほうにも猫を捕獲してほしいといった苦情相談が住民の方から寄せられますが、猫につきましては、根拠法令がなく、捕獲器などを使用しての捕獲が現在できない状況であります。

また、猫につきましては、放し飼いが主流になっておりまして、そういったことからむやみに保護することもできない状況で、いろいろそのことでお悩みになっている住民の方がおられるのも十分承知をしております。

当町におきましても、野良猫対策につきまして、何か効果的な対策がないかといったことで頭を悩ませているのが現状であります。一部の住民団体で、最近、地域猫活動という取り組みを始められておりまして、先日の新聞でも、奈良県内にもそういった地域猫活動の団体が設立をされまして、今後その活動を県内全てに広めていきたいというような抱負も紹介をされていたところであります。

地域猫というのは、特定の所有者、飼い主がいない猫で、その猫がすみつく地域の猫好きの複数の住民の方が協力して世話をされ、管理されている猫のことをいいます。その管理活動を地域猫活動というふうに言われております。

いろいろルールがございますけども、町といたしまして、この地域猫活動に現在注目をしております。地域猫活動と行政のかかわり方について種々調査・研究を現在進めているところであります。

○小野委員長 辻委員。

○辻委員 実際、なかなか地域猫活動というのが広まるのかどうか、ちょっと我々が、どう管理されるかというのはわかりませんが、実際悩まされてるのは現に悩まされているということで、また今後、委員会でも十分そういう情報を得ながら、また相談もお願いしたいと思います。

それと、ちょっともう1点だけ、すみません。

鳩水園の、ちょっとページ忘れましたが、鳩水園の耐震診断の結果ということで、ちょっとページ数。

(「126や」と呼ぶ者あり)

○辻委員 126、はい。耐震診断の結果の報告をお願いしたいと思います。

○小野委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 鳩水園につきましては、地上3階建、地下1階からなる管理棟と、地上1階、地下1階からなる処理棟の2棟がございます。

管理棟部分におきましては、耐震診断の結果、倒壊・崩壊のおそれが少ないということでしたが、処理棟部分につきましては、地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性があるという診断でございました。

○小野委員長 辻委員。

○辻委員 診断の結果で、今後もし支障があったらあきませんので、その辺の対応をまた今後よろしくをお願いしたいと思います。以上で終わります。

○小野委員長 ほかの委員さん。

伴委員。

○伴委員 112ページの、乳がん、子宮がん、この両方なんですけど、ちょっと私、この説明文読ませていただいて、ちょっと確認させていただきたいんですけど、乳がんであれば40歳からかなと、子宮がんであれば20歳からということで、これ、2年に1回の受診と書かれて、なおかつクーポンはこれ、5歳刻みと、まあ言うたら偶数の、40でいけば、42、44、次、45、1年の間でまたこれ受けはってと、こういう感じになつとるわけですか、これ、ちょっと。

○小野委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 乳がん、子宮がんの検診につきましては、2年に1回の、一応、検診となっております。その中で、国のほうでは、補助金を出して、啓発ということで、5歳刻みの方にクーポン券を送って、啓発をして受診をしていただく。ただ、そのクーポン券を使った場合は、ほかの市町村では自己負担が発生する場合がありますけど、これは無料で実施するということになっております。ただ、斑鳩町の場合は、対象者は全員無料で受けていただいておりますので、対象年齢になりましたら、2年ごとであっても、5歳刻みであっても、無料で受けることができるということになっております。

ただ、2年ごとということになりますので、2年終わった翌年にクーポン券が本人に届く場合があります。ただ、それは国の方針でありまして、本人さんが了解して2年続けて受けたいということであれば、そのクーポン券を使って2年目でも受けていただくことはできますけども、最終受けていただいた年から2年たって町の無料の検診というこ

とで、2年後に受けていただくということで、町としては、いずれの場合であっても無料でその検診を受けていただくことができることになっております。

○小野委員長 伴委員。

○伴委員 今の説明、もう一度確認させていただきます。

44で、次、45で受ける場合もいけるし、46で受けはる場合があると。そして1年後、45、44からクーポン券つくて45で受けはったときには、次、47で受けてもらう、こういうことでよろしいでんねんな。

○小野委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 はい、そのとおりでございます。

○小野委員長 伴委員。

○伴委員 わかりました。

続けてお願いします。

次、117ページの自治会別環境問題学習会の実施。これ、半分ぐらいの数字に、実施状況、開催回数ですか、参加数もなっておるんですが、この辺の理由は何かあるんでしょうかね。

○小野委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 この自治会別環境問題学習会、第6回目で、平成23年度から実施をしております。6回目のテーマがゼロ・ウェイストの推進ということで、あまり聞きなれない言葉であったため、特に高齢世帯が多い自治会では敬遠される要素が高かったのかなというふうに考えております。

そういったことから、ゼロ・ウェイストのまちづくりを、ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりとして、変更して、この平成25年度では、平成23年度、平成24年度で実施をしていただけなかった自治会を対象に、再度開催の案内をいたしましたところ、8自治会から開催の希望があったというところであります。

現在、自治会長様あるいは自治会の役員様の任期が1年というところが多くなってきておまして、自治会長さんや自治会の役員さんがどれぐらい環境問題に関心を持っていただいているのかでこの開催が大きく変わってくるように感じているところあります。

平成26年度以降におきましても、この自治会別環境問題学習会は継続して実施をしております。その辺を工夫をしながら、より多くの方が参加していただきやすいような学習会にしていきたいというふうに考えております。

○小野委員長 伴委員。

○伴委員 今の説明で、結局、これ、まあ言うたら同じ自治会が申し込んでこられるいうことはもうないんですね。もう1回限り、まあ言うたら1つの自治会が1回すればまた新たな自治会と、こういうことになつとる、これはね、ちょっとどんなものですか。

○小野委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 今回、第6回につきましては、1つの自治会で1回の開催となっておりますので、23年、24年で33自治会、25年で8自治会が実施していただいたということでございます。

○小野委員長 伴委員。

○伴委員 わかりました。

続けて質問させていただきます。

123ページのゼロ・ウェイストの推進で、この環境井戸端会議、くりかえし使ってくれてありがとうき（陶器）市、それでクッキング教室と、この下の表との関係というのがちょっとわからないんですが、このあたり、この下の表はどういうような意味をあらわしとるんですか。

○小野委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 ゼロ・ウェイストの推進、いわゆる焼却するごみ、あるいは埋め立てするごみをゼロにしようという取り組みであります。

そういった上で大切なのは、ごみの中身をまず知ることが大切であるということで、このゼロ・ウェイストの推進事業の中でごみ質検査を実施をいたしました。その結果を踏まえて、環境問題学習会、あるいはくりかえし使ってくれてありがとうき（陶器）市、クッキング教室などを開催しているということで、この事業の中でごみ質検査の実施をしておりますので、その結果もこのゼロ・ウェイストの推進の中で掲載をさせていただいたところであります。

○小野委員長 伴委員。

○伴委員 それなら、ちょっとすみませんねんけどね、この、平成24年度の紙類と25年度の紙類、大分これ、数字が違うんですが、これは、小さいくくりの中で検査ちゅうか、こう、されているのか、この数字の根拠になる何かというのはどうなつとるんですかね。

○小野委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 まず、ごみ質検査の方法でございますが、ごみ質検査につきまして

は、500kgのごみをサンプリングとして抽出をいたしまして、その中から120種類の物品に分けております。こういったことをすることによりまして、より住民の方に、例えば紙類が多かったらその紙類の何がどのくらい多いのかを知ることによって具体的な周知ができるということで、そういったごみ質検査を実施しております。

そして、今ご質問がございました、紙類が平成24年度と25年度と大きく変わっているということですが、生ごみの分別収集につきまして、24年度は約2,700世帯で実施をしていただいていたのが、25年度では3,800世帯まで伸びております。そういったことで生ごみの割合が少なくなってきておりますので、逆に、紙類の混入が目立つようになってきたと。何も紙類がたくさん25年度に出されたということではなくて、生ごみが減った分、紙の割合がふえたということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○小野委員長 伴委員。

○伴委員 生ごみがこれだけ比率を、ほかの比率を変えてしまうというような、そういうような影響がこういう形で出ているということで、これ今後、生ごみの分別というのは大切やなというように私も思いますので、今後、それが、町内、どんどん広げていただくようによろしくお願いいたします。以上です。

○小野委員長 ほかの委員さん。

飯高委員。

○飯高委員 104ページなんですけども、今までから保健センターのほうでは、ワクチン予防接種等でですね、大変いろいろと尽力されていただいているのですが、接種率も見ますと平均的に上がっております。しかし、先ほども部長のほうから報告がありましたように、子宮頸がんワクチンですね、厚労省のほうからちょっとこう、積極的には勧めないというか、そういった指示もあって、例の副反応のリスクがあるということで、この点については当然数値が下降ぎみになるのかなと思いますけども、現状の接種の後ですね、もしくはそういった懸念なり、恐らくは副反応はないとは思いますが、そういうことが現状においてどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○小野委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 もし副反応等があれば、当然町のほうにも連絡等はきますけれども、今のところ、何も副反応等の報告はございません。

○小野委員長 飯高委員。

○飯高委員 はい、わかりました。

これは相手さんのあることですから、それなりの対応していただいていると思うんですけども。

それと、118ページ、害虫駆除の支援ということで、スズメバチに対しての、こういった交付、助成されているんですけど、それ以外にですね、この間でも、セアカゴケグモというのが、新聞でも、五條で発生して載っていたんですけども、そういった時期に、ニュースがあったとき、たまたま町内の方からですね、若い子育て支援の最中の方から、住宅地にセアカゴケグモが発生したということで見にいったんですけど、この駆除に対しては、当然、自分で処理をしてくださいということの、恐らくは町の対応ですけども、今後、子どもたちには、やっぱりこの害虫に対しては大きな被害をもたらすような状況であれば、町はそういうふうに対してどういうふうにされているか。ただポイント的に、そういう1か所だけじゃなしに、それが蔓延しつつあるという状況にあってはどういった対応をされていくのかなということでしたので、その点についてお伺いしたいと思います。

○小野委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 セアカゴケグモにつきましては、今現在では、溝ぶたの裏とか、いろいろなところで生息をしている状況でございます。斑鳩町内においても、町内の清掃時にもそういうようなのが出ているということで、どういった対応したらいいかというお電話もいただくことがあります。

町といたしましては、広報等で、そういった場合は手袋等はめて注意して通常の害虫と同じように殺虫剤を使うとか、踏みつぶすとかいった形で対応していただくように、とりあえずあったときにはお願いしております、広報等でもそういった周知をしているところです。

今後につきましても、通常の害虫同様の対応をお願いしていただくよう啓発してまいりたいというふうに考えております。

○小野委員長 飯高委員。

○飯高委員 子育て支援中の若い、子どもを抱える地域においてそういうことがあったならば、当然、自分たちで駆除していただくというのは本意ですけど、今、課長言われたように、ちょっと周知をしていただいて、季節のことですから、その時点において事前にそういうことが懸念されるのであれば、発生するからご注意をお願いしたいということで、今後とも広報に努めていただきたいと思います。

それと、125ページですね、環境パトロールの実施ということで、最近、やはり道

路を見ますと、大きな袋があつて放置されているというのが目につくんですけども、この数値を見ますと、実施回数はそのない変わらないんですけども、ごみの量、回収量がかなりふえているというのは、これは、恐らくはそのもの自体が大きくなってきているのかなと。ごみのまた種類がちょっとやっぱり変わってきているのかなということの思いもするんですけども、その状況についてお聞きしたいと思います。

○小野委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 この環境パトロール実施の中のごみの回収量というのは、不法投棄の増減により大きく左右をされます。

平成24年度におきましては、不法投棄の処理件数が55件、また、投棄も、個人ではなく恐らく業者が行つたと思われるような住宅解体の瓦れきや、あるいは10台を超えるテレビの不法投棄が複数回あつたということであります。

一方、25年につきましては、そういった悪質な不法投棄はなく、処理件数も27件ということで、回収量は大幅に減少したところであります。

○小野委員長 飯高委員。

○飯高委員 ちょっとごみの回収量の数値を、単位間違っていました、すみません。

そういうことで、確かに、現在においてもこういうのがあるというのは事実なので、今後、回収に努めていただきたいと思います。以上です。

○小野委員長 小林委員。

○小林委員 101ページのですね、医師会との連携ということですけども、平時の住民さんの健康管理の充実を図っていただいていますけれども、災害時の住民さんの健康管理というか、災害時における医師会との連携についてお聞きしたいんですけども、平成23年に災害時における協定を結ばれて、その中にですね、災害時医療救護活動計画の策定というのが書かれていましたけれども、それについてどうなっているのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○小野委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 災害時におけます医療救護活動についてでございますけども、町の医師会とですね、災害時における協定を結びまして、災害が発生した場合は、町医師会が中心になりまして、まず、町民のほうですね、優先的にそういった救護活動を行っていただけるように協定の締結をしたところでございます。

○小野委員長 小林委員。

○小林委員 どのような。

○小野委員長 乾総務部長。

○乾総務部長 追加でちょっと。一応その協定を結ばせていただいたんですけども、その計画というところまではまだ至っていないという状況でございますので、協定を結ばせていただいて、もし何かあったときにはということになるんですけども、この計画についても、やはり事前につくっていかねばならないと考えておりますけど、今のところまだできていないという状況でございます。

○小野委員長 小林委員。

○小林委員 斑鳩町でどのような災害が起こるかわかりませんし、どのような対策をとっていただくのか、まだ私自身もわからないので、災害に備えて早急に策定していただくように要望だけさせていただきます。

続きまして、あと2点なんですけれども、116ページですね、環境保全推進委員の活動の支援についてなんですけれども、この活動員さんが115名おられる中でですね、事業実績について、ある程度把握されているのでしたらお聞かせいただきたいと思っております。

○小野委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 環境保全推進員の活動実績でございます。平成25年度につきまして、5つの課題につきまして活動をお願いしております。

まず、1点目が、ごみのポイ捨て、不法投棄の調査であります。これにつきましては、25年1年間で延べ782件調査をいただいております。飼い犬、ペットの飼い方、マナー調査につきましては64件、ごみの出し方、分別マナーにつきましては393件、迷惑駐車につきましては115件、違反広告物の調査につきましては39件といった活動の実績がございます。

○小野委員長 小林委員。

○小林委員 活動報告をお聞かせいただきまして、環境保全員の方々、頑張っておられるなというのは今わかったんですけどもですね、中にはですね、これの選任に当たりまして、斑鳩町の役場のほうが熱心に、なっただけませんかと熱心におっしゃいますので、何となく、仕方なく引き受けられる方もおられます。そういう方々に対しても、ごく一部の方はやっぱり活動されていない方がおられるんですけどもね、これの報酬についてちょっと、どのように支給されているのか。活動実績に、申請に基づいて支給されているのか、ちょっと確認をお願いします。

○小野委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 環境保全推進員につきましては、報酬はお支払いをしておりません。ただ、活動費につきましては、月額250円、年間3,000円の活動費をお支払いをしております。

平成25年につきましては、115人中8の方が、活動費がかかるような活動はしていないということで、活動費の受け取りの辞退の申し出がございました。107人分につきまして活動費をお支払いしたところであります。

○小野委員長 小林委員。

○小林委員 あと1点なんですけれども、123ページですね、バイオマス利活用の推進ということをお聞かせいただきたいんですけれども、この廃食用油のことなんですけれども、斑鳩町が提供されて、提供先からですね、バイオディーゼル燃料使用料のこの数量が提供されると思うんですけれども、これがですね、斑鳩町で安定的に必ずもう提供される、供給されるようになっているのか、その供給量に対して斑鳩町のバイオディーゼル車が常に100%の能力というか、活動ができている状態なのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○小野委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 廃食用油につきましては、平成21年5月から、天理市内にあります社会福祉法人に引き渡しまして、そちらでバイオディーゼル燃料に精製したものを購入をしておりましたが、事情によりまして平成24年3月末でその社会福祉法人が事業から撤退をされております。

また、あわせまして、当町も、最大、収拾車3台とごみ積替えの重機2台、合計5台でバイオディーゼル燃料を使用しておりましたが、車両等の更新によりまして、最終的にはダンプトラック車2台のみの使用ということもございまして、平成24年度からは、竜田川流域生活排水対策推進会議で精製いたしました分だけをBDFとして使用をしているところであります。

なお、この竜田川流域生活排水対策会議でのBDFの精製も、生駒市、平群町で使用できる車両が全てなくなったということで、平成25年をもってBDF、バイオディーゼル燃料の使用を廃止をしたところであります。

○小野委員長 小林委員

○小林委員 今回質問させていただくのはですね、最近知ったんですけれども、バイオディーゼルの燃料じゃなくてですね、簡単な、家庭からの廃食用油でですね、一般の車でも、大体初期投資が10万円前後で簡単に廃食用油で走ることができるというのを知り

ましたのでね、それで、この斑鳩町が引き取った廃食用油の中にはですね、質のいい油もあると思うんです。事業者とか学校給食のほうはなかなかいい油もあるという、地域によってはいい質の油があるというふうに聞いていますのでね、そういう質のいい油を手軽な費用で、斑鳩町内で循環するというか、利用できるような検討というのはですね、この25年度のそういう状況を踏まえてこれから考えていくのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○小野委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 申しわけございません。簡単に廃食用油が燃料の代替になるということ、私、存じておりません。これから調査・研究をさせていただきたいというふうに思います。

○小野委員長 小林委員。

○小林委員 補足なんですけれども、簡単にとというのがですね、廃食用を自分たちでろ過するだけで使用できるようなシステムが今あるみたいですのでね、そんな気軽にできるようでしたら、ちょっと一度、斑鳩町のほうでも研究していただきたいなというふうに要望だけさせていただきます。以上です。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 そうしたら、ちょっと報告書に基づきましてお尋ねしていきたいと思うんですが。

まず最初にですね、105ページにあります、思春期保健の推進ということで、これ、ただし書きが、平成25年度より4回は教育委員会へ事業を移行ということで、これ、このやり方というのか、それがちょっとよくわからなくて。24年度は、7回はここで、衛生費のほうの中でやったけれども、25年度については、その前年7回の実績をそのまま保って、3回はこの衛生費の中でやったけれども、4回は教育委員会のほうでしたんだということの意味でいいのかどうかと、そして、なぜそういうふうになったのかということをお聞かせいただけますか。

○小野委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 小学校3校の6年生を対象に、たばこについてのお話をしにしているということと、平成24年度は、それにつけ加えて、ちょうどこのたばこについての話以外に、中学校2校で助産師と医師による講演会というか話をさせていただいております。

ちょうど子宮頸がんの導入時期にもありましたので、そういった中学生に対して話を

していただくという機会を設けまして、その後、25年度からは、中学校での医師等による講演会につきましては教育委員会で実施をしていただいていると。25年度からは、小学校3校の6年生を対象に、たばこについての授業を保健センターのほうでしているということでございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 明確にどこが主催しているのかっていうのがね、ちょっとわかりにくくはなっているんですけども、私はなぜここにこだわるかといいますと、一般質問でも申しあげましたように、人口減少を食い止めていく斑鳩町らしさをつくっていくためには、思春期も含めて、切れ目のないいろいろなサービスだったり、いろいろな事業だったり、行事だったり、こういうものをこれからはやっぱり考えていかなければ魅力あるまちづくりはできないという視点がありましたので、思春期の保健の推進ということでやっていただけるということはいいことだと、非常にいいことだと思っておりますけれども、教育委員会と健康推進課で分かれてやっているというところがね、ちょっとその趣旨的に見えにくくなるのかなというふうには思ったんですけどね、あくまでも学校へお願いして、保健センターがやるというようなスタンスのほうの方がわかりよい形かなというふうにならうにちょっと印象があったので申しあげましたが、とにかくこの問題につきましては、たばことか、子宮頸がんのタイミングっておっしゃっていましたが、題材については、それ以外の題材についても、思春期にどういうことを保健指導すべきかっていうようなことを掘り下げてですね、今後もやっていっていただけたらというふうに思っております。

続いて、106ページなんですけど、1歳6か月、3歳児健診の実施ということであげていただいております、先ほどの質問で1歳6か月のほうが出ましたので、内容を聞かせていただいたので、私も理解はさせていただきました。

ただですね、3歳児健診の実施。これについては、以前から私は、3歳児っていうたって3歳になったらすぐするんじゃなくて、もう3歳6か月過ぎたころにこれやってもうたりしてるんですけどね、そのせいかわからないのですが、歯科健診のほうは非常に、1歳児のときに比べて歯科のほうは要観察率がものすごく高くなっているんですよ。

この点につきましても、歯の健康ていうのはもう後からね、取り返しのつかない問題なので、要観察率がこれくらい高いということについてはちょっと問題意識を持って、何か、1歳半の健診終わった後でも、何かもうちょっとこう、工夫をして、3歳児健診

も、その3歳半以降にをはるんやったらね。3歳が起点になって、3歳を超えるころからかなり食べるものが変わってきます、子どもたちも。親の意識もそうなんですけど、3歳というところがすごくひとつの山になっていましてね、そこを越えてしまうんですよ、割と。3歳までは割と越えないところを、越えていろいろなもの食べるようになるんですよ、3歳になったらね。

だから、そういう点ではもうちょっと何か工夫をしていただいて、できるだけ斑鳩町の子どもさんたちの本当に健康を守ろうと思ったら、歯っていうのは、もうこれ、一遍悪なったら取り返しつかへんという、何とも、一生つき合わんといかん何とも大変な問題ですのでね、今後もこの辺のところ努力していただきたいとは思っているのですが、何か、この要観察率が高いことで、保健センターのほうでは内部でこのことについてお考えのほうは、何か予定ありますでしょうか。

○小野委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 3歳児健診は3歳6か月で実施しております。これは、その健診自身に視力検査等が入ってきますので、3歳になったすぐよりもそれぐらいの時期にやったほうがそういった視力検査がはっきり結果が出るということで、3歳でやっている。

それで、歯科健診の虫歯のある子どもが多いということで、2歳6か月が歯科健診があります。平成24年度は85.3%と非常に健診率が悪かったということで、これをどうにかしないと、今おっしゃっていただいた、次につながらないということもあって、健診の案内を個別に出すようになりました。平成25年度、2歳半健診で90.3%と受診率が上がってきたところでありまして。

なお、こういったところで歯科衛生士さんも入っていただいておりますので、歯の磨き方とかをお母さんにも指導しております、これがさらには定着するように、もうちょっと内容とか、お母さんの意識づけをもうちょっとしっかりとやっていく必要があるのではないかとこのように思っています。

それをちゃんと継続してできた結果が、今おっしゃっていただいた、3歳児に反映してくると思いますので、今後そういった2歳半からの健診も重点を置いて指導をしていきたいというふうに思っております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 それはとても大事なことですし、それと、もう世間一般にですね、お母さんたちは虫歯になったらあかんということではね、ちまたにいろいろなお菓子があるんですよ。子どもたちも一緒に買い物行ったらいっぱい目に飛び込んでくる、いろいろなも

の食べたい、でも、虫歯になるからあかんと言うて子どもに全部辛抱させている親御さんもいらっしゃるんですよ。だから、ただ単に辛抱だけさせたらええのかということもありますので、歯科衛生士さんなんかのお話もしていただいて、こういうふうにしていただいたら、精神的にも子どもさんのストレスたまらない方法ですよ、こういう食べ方だったら大丈夫ですよ、こういうふうにした後はしていただいたら大丈夫ですよっていうようなね。お母さんも勉強なんですよ、子育てっていうのはね。お母さんも母親になって、母親として人間成長しているわけなので、お母さんもいろいろなところから情報もらって、勉強して、日々、お母さんになっていっているんですよ、女性でもありますけれども。そういうところでも、やっぱり正しい情報を与えていただいて、これは歯だけにとどまらず、健康面、身体的なものもそうですけれども、正しい情報をできるだけ保健センターから発していただいて、変な、おかしい考え方だったり、お母さんのむちゃな考え方があったりして、子どもにあまりにも厳しくし過ぎて、子どもがストレスでちょっとおかしくなるとかね、そういうこともあわせての健診っていうんですか、そういうことも意識していただいて、やっぱり伸び伸びと健やかに育つ子どもさんたちをつくっていくという意識を持って頑張ってやっていただけたらと思います。これはまたお願いしておきます。意識ってください。

続いて、108ページなんですけど、食育の推進っていうところ、書いていただいています。食育というのはもう、幾つになっても大事です。赤ちゃんの離乳食から、もうお年寄りに至るまで大切な問題であるというふうに思っておりますが、ただですね、これで何か実施回数12回、対象者数が469ってなっているんですけども、何かの病気とか、何かに関してやったくくりでこの469って出てきているのかと思うんですけど、この25年度でやられた食育っていうのは、どういうことを目的にして、どういう人を対象者として行われたものだったのでしょうか。

○小野委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 ここであげさせていただいている食育の推進は、離乳食教室の数字をあげさせていただいております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 離乳食以外にもいろいろな、食べ物と関係のある病気っていうたら、もう糖尿病とかいろいろなのがあって、いろいろな保健指導をしていただいていると思うんですけども、高齢になってきて、食事をつくるのに、あんまりそういう知識がなければ、ちょっと血糖値高いよとか言ってもなかなかうまいこと料理がつかれないとかね、そん

なんあるんですけど、そういう教室が、病院とかでもやってくれてはるようには思うんですけども、保健センターのほうではそういう点については何か取り組みっていうのか、食育っていうのではなくてあれなんだろうと思うんですが。

それは病気に対してですね、今、糖尿病のことを言いましたけど、病気とかに対しての健康のための食事、それと、今は病気出ていないけれども、自分たちが健康的な食事、どういう食事をすれば体にいいのかっていうような健康的な食事、そういうものをね、やっぱり斑鳩町の皆さん方の健康のためにね、取り組んでいただけたらと思っております、ある程度やっていただいているとは思っているんですが、ちょっとここには出てこないで、ちょっとその点についてお聞かせください。

○小野委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 今おっしゃっていただいた糖尿病の予防の教室については、町の医師会の先生のご協力をいただいて、一緒に入って講義をしていただき、また、管理栄養士、保健師等も入って、その予防に対して糖尿病予防教室というのをやっております。

今、食育の推進、ほかの部分につきましては、高齢者の分につきましてはほかの課と連携というか、生き生きプラザの調理室を使っていただいて、福祉課が実施しておりますいきいき高齢者料理教室とか介護予防教室、料理教室等、そういった教室もやっております。

そのほか、乳幼児期、学童期ということで、小さい子どもにはほかにキッズとんどん教室、小さい間からそういった食事をつくるという体験とか、子ども食育体験というような料理教室、そして学童期には、夏休みとか春休みを利用したクッキング、そして学校におきましては、小学校、中学校におきましては、給食を通じての食育等々、そういったところの連携等につきましては、食について、町全体としては連携をとっているいろいろな年齢階層のそういった情報等を収集して、事業をやっているところでございます。

○小野委員長 植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 ちょっと補足させていただきますと、毎月、広報紙にですね、栄養に関する情報あるいは簡単な栄養のバランスのとれた料理の方法等も掲載をさせていただいております。

また、保健センター事業以外で、介護保険事業の中で介護予防事業といたしまして、これは栄養改善、個別に指導をする栄養改善であったり、それから料理教室ですね、特定高齢者に対しまして、栄養改善を目的としたような教室などなども開かせていただいておりますので、このあたりは福祉課とそれから健康対策課、連携をとりながら、二課に

またがってこういう栄養とか食事に関するいろいろな事業を打たせていただいています。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 食べるっていうのは人間の基本ですので、そこを中心に、人間が行う基本のところでは正しい知識を持っていただいたり、そして、講演だけ聞いていたらわからないんですよ。実際に調理を1回でも2回でもしていただく。あ、意外と簡単にできるやんということがわかれば、また自分でやろうという気持ちにもなってもらえる、お話だけ聞いてるよりも。そして、そういう教室をやられて、こんなんつくりしましたよっていうものがあれば、レシピを保健センターに置いておくとか。よくスーパー行っても、レシピ、ばあって並んでいて、若いお母さん、そのレシピよう取ってね、自分が御飯するときに、どないしようかというのをやっています。私も実際、スーパーなどでレシピもってきてくれますけれども、そういう感覚、斑鳩町のたくさんの、より多くの方に、そういう食べることで健康になれる、食べることがとても大切だっていう、そういうのをもう総合的にやっぱり捉えながら、対象者は、本当に食べるは人間の基本ですから、離乳食から、本当にお年寄りまでということになりますけれども、今後もこの点については努力をしていただけたらありがたいなというふうに思っております。

またいろいろな工夫を保健センターと担当課とでも協議をしながらやっていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

すみません、続きまして、115ページにあります心の健康づくり事業の実施というところですが、これも、今般、現代病っていうんですか、最近、非常にこの心の問題というのはたくさんあるんですけれども、この実施ですけれども、この相談者数とか延べ相談者数を見ていてちょっとわからないんですけれども、この相談は、誰が相談を受けてくれるんですかね。相談員というのか、相談は誰が受けているのかというのがちょっとわからないので。

○小野委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 相談は、精神保健福祉士の先生に、月に1回、こういった相談の日を設けております。

実人数は実際的人数で、延べ相談者数が多いというのは、1人で複数回来られたというところでございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 月1回来ていただいて、先生はどれぐらい、時間的にですね、月1回、何時から何時ごろ来ていただいているんでしょうか、これ。

○小野委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 昼から2時間、1人につき1時間の枠をとって、1回2人までの相談を受けていただいております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 ということは、数にある程度制約はあるかとは思いますが、でも、産後鬱の状態になったりとか、子育てしている中でのその精神的なダメージであったり、夫婦間の問題であったり、いろいろな心の病気があると思うんです。男性も行っていただけたらいいかと思うんですが、なかなか男性の相談者っていうのは少ないかもわからないんですが、でも、特に、育児にかかわるような方でしたら保健センター行きやすいですし、より啓発広報をしていただきましてね、1人で悩んでしまわないように。悩みをこうぐっと深くなると困るんですよね。心の病気っていうのは、浅い間に対応できればひどくならないっていうケースが多いんです。それが深くなっちゃうと、あと、いろいろな手当をしてもなかなか回復できないというようなことがあったりしますのでね、そういう点についても意識を持っていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あともう少し聞かせてください、すみません。116ページの火葬場、そして125ページの衛生処理場、ここらあたりには周辺対策事業っていうことであがってきているんですけれども、これについても、これまでもいろいろな議員さんからもいろいろな意見もございましたけれども、何て言うんですかね、いろいろなことで、いろいろな議員さんからも出ています。今後、斑鳩町でどんなことにお金つこていかなあかんのか、財政的に厳しいとかいう話の中で、行政の目標っていうものが非常に大きく、ここに来て掲げていかなければなかなかやり遂げられないというような課題がある中で、いつまでもやっぱりこういう形で補償の問題がついてくるっていうのは非常に苦しい。行政の立場としても大変だろうとは思いますが、でも、極力、そういう周辺対策事業については、地域のそういった役員さんだったりするとは思いますが、お話をすることで、これらをもう少し軽減していけないものなのかなっていうこと。いろいろなお約束もあったから、全くなくすというのは難しい問題もあるとは思いますが、やっぱり今の世の中の実情をお話しする中で、町がどういうことにやっぱり力を入れていかなければならないかということ、だからこそ私は全町民さんに理解していただけるように、人口減少問題も広く広く町民皆さんに認知していただけるようにということを申しあげたんですが、行政がその姿勢を持って、できるだけこういう周辺対策事業に、こういうふうにあまり事業

として結構な金額があがってくるっていう状態が少なくなってくればいいなというふうに私は思っているのですが、その辺については、今後、どうでしょうか、特に衛生処理場はもうこの25年度で終わりというふうに考えていいんでしょうかね。でも、火葬場のほうがまだ続くのかな。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 里川委員おっしゃるように、こういう関係等については、やっぱり町民の中で反対というご意見もございます。それはやっぱりこの神南、あるいはまた鳩水園の関係等については昭和52年、もう大変な大きな議論でできたんですから、当時の助役さん等、あるいは大変苦労されたと。

今、現状から言うたら、これで大体おさまってきたと。私は、そうじゃなしに、やっぱり地域、地域の関係は残っているわけですから、それをやっぱり今もうこんな時期にきたからと。しかしそれも、補償の関係等については、やっぱり補助金をもらいながら、あるいは私のほうは現金で渡していないんです。そういうことを考えていただいて、やっぱり努力してきたと。

だから、地域、地域がよくなっていくということは、やっぱり斑鳩町全体がよくなっていくんです。だから、何もお金をやっぱりその地域に使ったということではなしに、やっぱりそこは改善をしてきた、やっぱりそういうことを考えていかなかったら、衛生処理場が終わったからこれで終わりですよということには私は相ならないと思います。やっぱりあとの関係等については、やっぱりこれという残されたものは、やっぱり町としては責任持ってやっていかなかったら、衛生処理場がもうこの25年で終わったからと、私はそうはいかないと思います。やっぱり幸前あるいは高安、高安西、あるいはまた睦、こういう4つの自治会等についてはやっぱり議論をさせていただいて、そういうものは、できる可能性のものはやっぱりやっていかなあかんなど。補償というのは全て終わるといえることはないと思います。

だから、そういう点については、私はやっぱりこれは永遠に続けると思っていますし、議員さんが、今、皆さん方が新しくなってきましたよ、そういうものはもうそれならええやないかということには私はならないし、やっぱりそういうことを十分含んで、皆さん方が、やっぱり10年、撤去を含むというやっぱり共産党の野呂民平さんが約束されたことをやっぱり守っていかなかったら。これ、3回続いたんですよ。3回やったんですよ。言うことは言われるけれども、あとは知らないということには私はならないと思います。

やっぱり町民の方々のやっぱり説得、努力、そしてそういう中で、この部分はカットしてくれと。これは恐らく、我々の関係も、要望あがってきたやつも、これはもうできませんよ、できませんよと言うて、大分切ってきているんです。それでも、そういうことで、地元で用地が確保できれば、そういうことについてはやっぱりやっていかなあきませんということについてですね、やっぱりそれができなかつたら、幸前あたりはほとんどできないです。せやから、結局公民館にしたかて、結局あそこへ建ちましたけれども、あの議論も、結局はあれは公民館用地で買ったんです。しかし地元から、そういう公民館はそんなところ要らんというところで、公園用地として児童が集まる場所としてやって、今になったら公民館になっているわけです。

しかし、やっぱりこういうことを考えていきますと、いろいろな議論がやっぱり私は住民の中に残ってくるんです。そういうことをやっぱり十分していったら、お金が少なくなっていくということよりも、結局、その関係等についてはやっぱり整理をしていくことが一番大事ではないかなと思います。

水道関係でも、やっぱり目安、目安とやっぱりまだ宮北、あるいはそういう水道の関係をですね、井戸を掘ったやつの関係はまだ残っているわけですから、これはやっぱりどうしても目安の方々には、やっぱり町は水をとっている中で、一応終わったら田植えする水を確保するというところで辛抱してもらっていますから、そういうことも残っていますからですね、十分ご理解いただいでですね。

ただ、お金そのものを結局そこに全部費やすということではなしに、それでも私のほうはやっぱり補助金をもらってですね、仮にこの部分は、水路を改修する場合は、やっぱり国あるいは県から何ぼかの補助金もらいながらやっていますから、その点については、かなりの金額がかかっていますけども、そういう点では、斑鳩町としては、それだけよかつたんじゃないかなと思っています。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 ただですね、町長の思いは今お聞きしてわかりましたし、それは、その建設したりするときの地元の了解を得るためのいろいろなそこでの協議があつたりですね、あると思うんですけれども、ただですね、これまでもよくありました、今も幸前のこともおっしゃいましたけれども、そういう補償で行う事業ですね、地元で話し合いがつかない、地元でちょっと団結できないというような問題についてまでね、そういう問題についてまで補償ていうのはなかなか出していくべきではないのかなと。地元補償ていうのが、地元で皆さんで協力なさって、皆さんが要望あげてこられたということによ

り効果のあるお金の使い方になるんだと思うんですが、一部の人だけの要望で動いていくというようなことが、今後もね、そういうことがあってはならない。あとから、それは違うとか、それは反対だとか、地元でもめているような状況、もめるような状況があったら、やっぱり町はお金も、お金もというのか、その事業を進められないし。ですから、一定のルールづくりもしていただく中で進めていっていただけたら。

町長の思いについても今わかりましたが、やはり補償には限界があるっていうふうな思いも私は今、感じているところなんですけれども、今後も、地元の皆さんとの協議の中で、周辺対策事業は行うべきところは行っていただけたらいいかとは思っております。

すみません、もう1個だけ言わせてほしいんです。ほんまはもっと言おう思ってたけど、あと1個だけ、すみません。117ページにあります、住宅用太陽光発電システム設置への助成ということで、これ、85件実施していただきました。これ、25年度だけやらはった事業やと思うんですけれどもね。これね、私、実はこれ、成果報告書、前から見ていったんですけれども、23ページ見ますとね、環境共生まちづくりの推進ですね、ここですね、一応補助件数として85件、こっちの報告書の85件載っているんですよ。補助がなくなっているのに、27年度に目標が300件っていうのが出ているんですね。これはもうおかしいやんかって思いながら、何か考えるところが町のほうにはあるのかどうか。ただのこれは間違いなのか。それがちょっとよくわからないので、ここは教えていただけますか。

○小野委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 施策の成果報告書の23ページに記載されている件につきましては、第4次総合計画を、目標を立てたときの補助件数でございまして、ことし、進捗状況を見直す際には、25年で事業が終わっておりますので、この分については抹消させていただくというところであります。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 抹消していただくということなんですけどね、これ、そら第4次の総合計画の数字かどうかは知りませんが、私らこれ、まともに見ていたらね、ええ、おかしいやんと思う。総務のところでもありましたけど、何か数字ちょっとこれおかしいんじゃないのみたいな、私らもちょっと迷ってしまうんですけど、それはそれで、この資料を作成するのに仕方がないのかなというふうには思うんですけど、でも、私らが正しく見るには、もうちょっとこう、何かただし書きみたいなのがついていけば、ああ、そうなんかなっていうふうには理解できる場所なんですけれども。ちょっとそういうので、

前の、前段のを見る中で、私も、あれっ、あれって思うことが今回はたくさんありました。

それですね、あともう1つ、この補助金の、太陽光発電の補助金のことですね、とてもこれ、金額から件数を割りましたらね、ものすごい半端な数字が出てきたものですから、この太陽光発電のシステムって、大体ですね、およそどれぐらいの工事金額っていうんですか、県が補助金出した分について町も合わせて出していっていると思うんですが、私、てっきり、きれいに割り切れるのかなと思っていたら、これ、割り切れないので、どういう状態のケースがあっただけこうなっているのかというのは教えていただけますでしょうか。

○小野委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 住宅用太陽光発電システム設置への助成金につきましては、1件当たり5万円でございます。ということで、85件で、補助金といたしましては425万円を支出をしております。

そのほかに、この事業を周知をするための案内チラシの用紙代、あるいは広報に挟み込む手数料等々で3万5,800円を支出しているもので、この合計額が428万5,800円になっているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 その説明でわかりました。ちょっとおかしいなと思ったので。またほかにもいろいろありますが、聞きたいときにはまた担当委員会でも聞けますので、これぐらいでおいておきます。

○小野委員長 ほかに、委員さん、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 これをもって、第4款衛生費についての質疑を終結いたします。

10時45分まで休憩いたします。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○小野委員長 再開いたします。

次に、第6款商工費について説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、第6款商工費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要について説明いたします。

主要な施策の成果報告書の133ページ、第6款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費でございます。

商工総務費のうち、社会参加の促進・支援として、シルバー人材センターの支援につきましては、高齢者の豊かな知識や経験、技能を生かした就業機会の提供、生きがいと健康づくりの支援として、斑鳩町シルバー人材センターに対しまして830万円を助成したものでございます。

次に、消費者保護対策の充実といたしまして、消費者相談の実施についてでございますが、毎週木曜日の午後、第4木曜日は午前と午後でございますが、消費生活相談員による消費生活相談窓口を開設いたしまして、住民の方々からの複雑多様化する相談に対応するとともに、消費者被害の防止や消費者意識の向上などに努めました。また、引き続き生駒郡4町の広域連携による相談体制の充実にも取り組んでまいりました。

以上、第6款商工費のうち住民生活部が所管いたします決算の概要の説明といたします。何とぞよろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○小野委員長 説明が終わりましたので、第6款商工費について質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 この機会ですので、ちょっとお尋ねしたいんです。シルバー人材センターさんのね、会員数が、25年度若干減っているんです。団塊の世代の方たちが退職されたあとですね、もうちょっとふえてくるかなと思っていたんですが、若干減っているということも気になっていたんですが、あわせてですね、余計気になった、自分もね、年いってきて気になったことがあります、会員さんね、これ、308ってなっていますけどね、男女の比率ってどんなものでしょうか。会員さんの男女の数、どんな。

○小野委員長 本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 すみません、ちょっと男女比率、手持ちの資料がございませんので、後ほどご報告のほう、させていただきます。

○里川委員 ぜひ、その辺の数についてはまた後ほど結構ですが、やっぱり女性も社会進出をすごくされている中であって、年齢が上がってきた時点でもどういう状況になっているかなって。こういうのはね、やっぱり私たちもつかんでおきたいなと思っています。それで、ちょっと減っているのも気になっていますのでね、今後のこともありますので、その数をちょっと押さえておきたいと思っています。

それと、今説明にありました消費者相談、実施していただいています。生駒郡で体制をとっていただいているように、今、説明があったんですが、この方、相談員ですね、

これはどういう方が相談員になっておられるのかっていうのは、ちょっとお聞かせください。

○小野委員長 岡村住民課長。

○岡村住民課長 相談員の先生なんですけれども、今、平成22年度から現在におきまして、田中先生を。

(「どういう方かな」と呼ぶ者あり)

○岡村住民課長 すみません。消費者専門相談員の資格を認定された方でございます。

○里川委員 わかりました。そんな資格があるというのも私はよくわからなかったんで、いったいどういう立場の方がね、相談に乗ってくれてはるのかなっていうのがありましたので。また、高齢化になってきて、高齢化、斑鳩町も抑えようとは頑張っていますけれども、忍び寄るいろいろな犯罪がございますので、本当に斑鳩町の皆さんの財産を守る意味でも、だまされたり、そういう被害にあわれないような対策、強化していただきたいと思いますよう、お年寄りはやっぱりふえてまいりますのでね、その辺もまた今後も対策よろしくをお願いします。

○小野委員長 ほかの皆さん、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 これをもって、第6款商工費についての質疑を終結いたします。

続きまして、認定第5号平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、認定第5号平成25年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

認定第5号

平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成26年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、着席して説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書の183ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が31億6,891万4千円、歳出総額36億4,566万円となりまして、歳入歳出差引額は4億7,674万6千円の歳入不足となっております。このため、平成26年度会計におきまして、繰上充用の予算補正措置を行って決算を終えたところでございます。

それでは、決算の状況について、歳出の部からおのおのの款ごとに説明を申しあげたいと思います。

初めに、主要な施策の成果報告書の186ページから190ページの第1款総務費でございませう。

まず、186ページの第1項総務管理費でございませう。国民健康保険事業にかかわる職員の人件費及び給付や資格管理などの事務の執行に係る費用でございませう。平成25年度末現在における加入世帯数は4,227世帯であり、総世帯数に占める割合は37.6%でございませう。被保険者数は7,439人であり、総人口に占める割合は26.2%となっているところでございませう。

次に、187ページから190ページの第2項徴税費でございませう。国民健康保険の賦課徴収にかかわる職員の人件費及び賦課計算業務委託などの費用でございませう。

平成25年度の国民健康保険税の状況についてでございませうが、まず188ページの表をごらんいただきたいと思います。

現年度課税分でございませうが、平成25年度調定額は6億7,851万8,100円に対しまして、収入額は6億4,002万6,450円で、収納率は94.3%でございませう。前年度より1.1ポイント上昇いたしました。

一方、滞納繰越分につきましては、189ページの表にありますように、調定額2億192万8,958円に対しまして、収入額は3,041万7,773円で、収納率は15.1%であり、前年度より0.6%の増となりました。

なお、滞納処分の実施状況につきましては、差押で4件、交付要求で4件、滞納額で554万4千円を処分いたしました。このうち換価または配当があったものは3件で、金額は98万9千円でございませう。

なお、不納欠損処分の状況でございませうが、処分量は3,232万7,895円でございませう。

次に、190ページ第3項の運営協議会費でございませう。国民健康保険事業の運営等について審議をいただくため、国民健康保険運営協議会を2回開催したものでございませう。

す。

次に、第4項趣旨普及費であります。被保険者証の更新にあわせまして、制度の解説やエイズについての正しい知識の啓発のためのリーフレットを配布したものでございます。

続いて、191ページから194ページの第2款保険給付費でございます。

まず、191ページから192ページの第1項療養諸費でございます。療養諸費は、本会計の過半を占める中核的な科目でございます。前年度と比較いたしますと9,888万6,984円、5.3%の増となっております。被保険者の年齢構造が高齢化しているとともに、医療技術の高度化や疾病構造の変化などによりまして、保険給付費の増加傾向はこれからも続くものと考えられます。

次に、193ページの第2項高額療養費でございます。この高額療養費は、70歳以上の高齢者ではその自己負担額限度額の基準が緩やかとなっていることから、対象となる件数が多くなる傾向にございます。一方、比較的少額の医療費であっても高額療養費の支給が発生することとなり、1件あたりの平均額は70歳未満の場合よりも少なくなる傾向を持っているものでございます。高額療養費の支給状況は、支給件数は年々増加で推移しており、この傾向は今後も続くものと考えているところでございます。

次に、194ページの第3項移送費につきましては、給付事案はございませんでした。

次に、第4項出産育児諸費でございます。出産育児一時金の給付件数は、前年度より9件増の30件でございました。平成25年度におきましても、出産育児一時金を保険者が直接医療機関等に支払う制度を継続しているところでございます。

次に、第5項葬祭諸費でございます。葬祭費の給付件数は、前年度より7件減の44件でございました。

続いて、195ページの第3款後期高齢者支援金等でございます。後期高齢者医療制度への医療保険者からの支援金といたしまして、社会保険診療報酬支払基金に後期高齢者支援金を納付いたしましたものでございます。

続いて、第4款前期高齢者納付金等でございます。前期高齢者が多い医療保険者では費用負担が大きくなることから、この不均衡を是正するため、医療保険者間で納付金を負担しあい、前期高齢者が多い医療保険者に再配分することとなっております。本町も一保険者といたしまして、社会保険診療報酬支払基金に前期高齢者納付金を納付したものでございます。

続いて、196ページの第5款老人保健拠出金でございます。老人保健制度は、平成

20年4月から後期高齢者医療制度に移行しておりますが、清算に係る事務費を社会保険診療報酬支払基金に納付したものでございます。

続いて、第6款介護納付金でございます。介護保険の給付費に要する費用に充てるため、40歳以上65歳未満の人数に応じて社会保険診療報酬支払基金に介護納付金を納付したものでございます。

続いて、197ページの第7款共同事業拠出金です。高額な医療費の発生等による保険者の過重な負担を緩和するため、奈良県国民健康保険団体連合会を事業主体として、高額医療費共同事業、あるいは保険財政共同安定化事業等を実施しており、これに係る拠出金を支出したものでございます。

続いて、197ページから198ページの第8款保健事業費でございます。

まず、197ページの第1項特定健康診査等事業費でございます。メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防とその予備群の減少を目的とし、被保険者に対してまして特定健康診査及び特定保健指導を実施いたしました。平成25年度におきましても、個別健診に加え、集団健診、年3回を実施いたしまして、受診者は1,619人、28.7%でございました。

次に、198ページの第2項保健事業費でございます。健康に対する認識や医療給付についての理解を深めてもらうため、医療費通知を送付するとともに、116人に対してまして人間ドック健診受診費用の助成を行いました。

次に、第9款公債費でございますが、一時借入金の借入れはございませんでした。

続いて、199ページ、第10款諸支出金でございます。まず、第1項償還金及び還付加算金でございます。所得の修正や重複納付などによって過誤納付となった国民健康保険税の還付、また、国庫補助金や療養給付費交付金について前年度で超過交付となっていたものを精算還付したものでございます。

次に、第2項療養費等指定公費立替金でございます。70歳から74歳までの高齢受給者に療養費を支給する場合、法令で2割負担とされている自己負担を1割に軽減するため、国が1割相当額を負担することとなっておりましたが、この国負担分を保険者が一旦立替えて、奈良県国民健康保険団体連合会に支払いをしたものでございます。なお、立替分は、国民健康保険団体連合会を通じて国に請求し、指定公費負担医療立替交付として交付される仕組みとなっております。

続いて、第11款予備費でございます。平成25年度は、療養費等指定公費立替金の支給について、3万1,000円を充用いたしたものでございます。

最後に、200ページの第12款前年度繰上充用金でございます。平成24年度の本特別会計におきまして、4億5,523万5,903円の歳入不足が生じたことから、平成25年度会計で繰上充用の予算補正を措置したものでございます。

続いて、歳入決算の状況について説明をいたします。184ページにお戻りいただきたいと思っております。この第2表として歳入決算の内訳を記載しておりますが、この決算額は千円単位でございます。

まず1行目、第1款国民健康保険税は、決算額が6億7,044万4千円でございます。前年度と比較いたしまして、198万6千円、0.3%の減となりました。

次に、2行目、第2款国庫支出金は、決算額が6億8,635万2千円でございます。国庫負担金といたしまして、療養給付費負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、老人保健医療費拠出金負担金を受け入れ、また、国庫補助金として財政調整交付金を受け入れたものでございます。

次に、3行目、第3款療養給付費等交付金は、決算額が6,647万5千円でございます。退職被保険者等の保険給付費、老人保健拠出金の財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、4行目、第4款前期高齢者交付金は、決算額が10億6,157万5千円でございます。各医療保険者が負担しあつた納付金につきまして、社会保険診療報酬支払基金から前期高齢者が多い医療保険者に対し前期高齢者交付金として再分配されたものでございます。

次に、5行目、第5款県支出金は、決算額が1億6,108万7千円でございます。県負担金として、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を、また、県補助金として財政調整交付金などを受け入れたものでございます。

次に、6行目、第6款共同事業交付金は、決算額が3億957万5千円でございます。高額医療費の発生による影響を緩和するために交付される高額医療費共同事業医療費交付金、また、県内市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定を図るために交付される保険財政共同安定化事業交付金を受け入れたものでございます。

次に、7行目、第7款財産収入でございます。0と表示されておりますが、決算額は12円でございます。国民健康保険財政調整基金の預金利子で、同額を当基金に積み立てております。

次に、8行目、第8款繰入金は、決算額が1億9,464万1千円でございます。国民健康保険事業の運営に必要となる人件費を含む事務経費及び療養給付費に係る町負担

などの法定の繰入金のほか、制度上における介護分の赤字を補てんするための財源を一般会計から繰り入れしたものでございます。

次に、9行目、第9款繰越金でございます。平成24年度会計においても実質収支が赤字となりましたことから、決算余剰金は発生をしておりません。

次に、10行目、第10款諸収入は、決算額が1,876万5千円でございます。国民健康保険税の納付に伴う延滞金のほか、第三者行為により発生した保険給付に係る損害賠償金、不正・不当な医療に係る返納金、70歳以上の負担凍結に係る療養費等指定公費返還金が主なものとなっております。

平成25年度の国民健康保険事業の財政状況は、介護保険分に係る法定外の繰入れを行ってもなお単年度で赤字が生じ、依然として厳しい状況が続いております。介護保険分だけでなく、後期高齢者医療支援金分に係る国民健康保険税につきましても、当該納付金に充当するには賦課額が足りず、これを医療分で立て替えるような状況が続いているところでございます。今後の医療給付の増加を推定する中では、国民健康保険税の介護分及び支援分の適正化を講じることが喫緊の課題であり、また、将来制度の県統合を見据えても、少しでも累積赤字の解消を図っていく必要があると考えております。このことから、現在国民健康保険運営協議会におきまして、保険税のあり方についてご議論をいただいているところでございます。

以上で認定第5号平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおり認定いただきますようお願い申し上げます。

○小野委員長 国民健康保険事業特別会計について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

辻委員。

○辻委員 これ、ちょっと要望。188ページの関係ですけども、これはもうなかなか難しいと思いますけども、収納率がね、以前からですけども、94ですので、若干前年より努力してもうていますし、税は98.7ということで、それとまた、滞納分についても前年より若干努力してもうています。15.1、税は32ということで、税と一緒にはないですけども、やっぱり一応これも、いろいろ日曜とか、夜間とか、徴収に努力してもうていますけども、今後またこれ、一層また努力、国保もかなり赤字になっていきますので、その辺の一環としてまた、より、体制で、徴収に努力してほしいということ、これは要望でさせていただきます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 成果報告書の190ページに、この国保税の口座振替の件数を書いていた
いているんですけども、総務費の町税のほうではね、税務課のほうでは、窓口でとか
コンビニ収納とか、そういう収納方法による収納率ていうものも出していただいていた
と思うんですね。ですから、国保税に関しましても、そういう納付方法ですね、被保険
者がどういう納付方法をやっぱり利用されているか。よりやっぱり納付していただける
方法ていうのもございますのでね、その辺をちょっと、コンビニ収納、ペイジー収納で
どの程度、どういうふうになっているのかなというのは思うところなんですけど、それは
今、出ていますかね。

○小野委員長 山崎課長。

○山崎国保医療課長 今、手元にデータを持ち合わせておりませんので、後ほどご報告申
しあげたいと思います。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 はい、わかりました。

税務課のほうでそれが出ていたのでね、ああ、コンビニ収納多いなと思って、私、ち
よっとびっくりしたり、でも、それをやってよかったなと、そういうふうに使ってもら
える。コンビニでしたらね、24時間受け付けてくれるわけですからね、いいなと思
って見させていただいたので、また後ほどお聞かせください。

それとですね、1つ、数字的なことでちょっとわかりにくいので教えていただきたい
んですが、194ページにあります出産育児一時金なんですけれども、一応、出産育児
一時金というのは金額が決まっているものだと私は思っていたんですけども、24年
度はこれ、完全に給付額と人数で割り切れていないんですよ。それで、25年度も、
1人当たり給付される金額より低くなってしまっていてね、割ったらね。これ、どうい
うケースにこういう形になるのかなというのがちょっとわからないので、ケースによ
って支払われる給付が違うんだなっていうふうになんか思ったんですが、これはどのよ
うになっていますでしょう。

○小野委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 一応、出産育児給付金につきましては42万ということで決まっ
てるんですが、そのうち、頭打ちが42万なので、当然、それ以下の方もいらっしゃる
ということなので、一概にきれいな数字にはならないと。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 今聞いて、ちょっとびっくりしました。大抵、その42万以上かかっているケースがほとんどなものですからね、へえ、そんなことってあるんだと今ちょっとびっくりしました。出産しはるときによって違う。

私は、帝王切開の場合がちょっと関係しているのかなとか、ふと思ったんですけどね、その辺がちょっと中身がわからなかったのも、でも大抵42万円を超えているけどなどは思っていたんですが。私のちょっと見込み違いやったのかどうか。

○小野委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 一応、42万ということなんですが、お医者さんの保険ですか、39万の方、39万というケースがございますので、それとの関係できれいな数字にならないというふうになります。

(「何で39万かって聞いてはるねん」と呼ぶ者あり)

○山崎国保医療課長 これにつきましても、後ほどちょっと回答させていただきたいと思っています。

○小野委員長 植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 3万円というのはですね、以前、子どもを出産するときの医療的な事故などで子どもさんに障害ができたとかいうときに保険を払うと。その掛金をですね、出産育児一時金に加えてお渡しするというので、それが3万円なんです。それがかからないケースもあるということを知っていますので、42万円と39万円が混在しているということ、42で割った数字にはならないということがございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 びっくりしました。もう出産するには、その保険、全部ついて回ってくると思っていたんですけども、それがかからないケースがあるということ、ちょっとびっくりしたんですが、それは再認識をさせていただきました。何でかからなくなるのかいうのもちょっと気になるんですけども。

支払い方法なんですけどね、もう昔はね、私らやいやい言うて、はよう欲しいと言わはったら、出産の資金なかったら先に出してあげたらというようなことをやいやい言うていた時期が昔あったんですけどね、今、これ、もう直接、医療機関に払うというシステムが確立されているんですよ。それで何か申請書とか何かそういうもの、何か書類は一応出して、そういうのが確立されているっていう状態だということ、よろしいんじゃないかな。

○小野委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 お見込みのとおりでございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 はい、わかりました。

私らが、そういう制度になっていないときやいやい言うてきて、今はね、出産したら、その差額だけ払えばいいということで、出産する人たちがすごく喜んでおられるのを今聞いていますのでね、よかったなと思っています。

それと、もう1点、197ページにあります特定健診なんですけど、以前からね、特定健診については、受診率は上げないかんわ、上げたらまた、そら補助もあるんですけども、お金もかかってきますので、大変なところもあるしと言いながら、でも、一定の受診率出さなあかんていうことも国のほうからの指導もあると思うんですけども、これ、24年、25年、数字がほとんど変わらないんですよ、受診率ね。集団健診もやっていただいたということなんですけど、これ、受診率が変わらないんですけど、これはどういうふうに分析してはって、今後、対策っていうのはどんなふうに考えておられますか。

○小野委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 受診率が低い原因なんですけど、いわゆる現役世代につきましては、受診率につきましては10%台で推移しております。それ以上、60歳から74歳ですね、これにつきましては30%台で推移しておるということで、これを見ますと、いわゆる平日に健診を行っておりますので、現役世代は当然行きにくいという、受診しにくい環境が出ております。そういったことが原因ではなかろうかと考えております。

対策なんですけど、集団健診については委託しておるわけなんですけど、これらにつきましても、何回かには休日に実施にするといったようなことも今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 また、ぜひね、受診率向上のためにはそういう形で、いろいろ国保の加入者っていうのはいろいろな条件の方いらっしゃると思いますので、またそういう、土曜日だったり、日曜日だったり、委託ということであれば、またその委託先との協議で、より受診しやすい環境をつくっていただくようお願いしておきたいと思います。以上です。

○小野委員長 ほかの委員の方。

伴委員。

○伴委員 ちょっとこれ、数字見せさせていただいて、大変な状況やなという思いで、今、

見ているんですが。

まず、184ページの歳入のほうなんですけど、保険税が減が続いていると。今度、198万6千円、0.3%の減と。収納率は上がっている、76.1で前年度より上がっている。だけど、保険税の金額が下がっている。これはやっぱりその税の金額の低い方がふえてきていると考えていいんでしょうか。

○小野委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 お見込みのとおりでございます。

○小野委員長 伴委員。

○伴委員 収納率では上がっているけど、こういう形で収入が減っていっていると。これ、続いてこう減っていっているんで、非常にこれ、関心持って見ているんですが。

歳出のほうですねんけど、こっちのほう、これ、1億1,546万5千円と、次の185ページですが、5.6もこれ、上がっていると。その前の年を見ると、ちょっと7,700万ほど減であったが、今度、ぐんとまたここで上がっていると。このあたりの状況は、町はどのように分析されているかお尋ねします。

○小野委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 主に、その上がっておる原因なんですけど、医療費の給付の増加によるものが主になる。

保険給付が増加しておる原因なんですけど、いわゆる医療の高度化に伴いまして、その医療の質自体が上がってきておるので、当然、治療費も大きくなっているということで、徐々に、年々上がってきておるということでございます。

○小野委員長 伴委員。

○伴委員 今、ちょっとこう、質問でもさせていただいたように、その前の年は、これ、7,700万ほど保険給付費が下がったんですね。それで、今年見ると、これ、1億1,500ほど。下がった分があるから、余計上がったような形になっている部分もあるとは思いますがねんけど、高度化でいけば、毎年上がっていくはずでんがな。ちょっとそのあたり、ちょっとどんな感じで思っておられるのか。

○小野委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 当然、その年にインフルエンザが流行したとか、特定の要因が絡まってまいりますと医療費は上がってまいりますので、一概に、先ほど私申しあげましたように医療費が、医療の高度化によって1人当たりの医療費は上がってきとるんですが、その年のほかの要因も絡んでまいりますので、一概にそうとは言い切れないという状況

でございます。

○小野委員長 伴委員。

○伴委員 その年の流行、はやり病のような部分もこれ、あるとは思いますが、部長の説明でも、今後、給付費が増大していく可能性が非常に考えられるというような説明ありました。

これ、非常に、歳入のほう、保険税のほうが減ってきている中でこういう形、非常にこれは難しい部分があるとは思いますが、これ、このまま置いとけば、本当にどんどんどんどん赤字が膨らんでしまうということにこれ、なってしまうと思うんですが、正直なところ、その辺の町としての覚悟といいますか、どうしていこうというのをちょっと聞かせていただきたい。

○小野委員長 植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 先ほど課長も申しあげましたように、医療の給付というのはもう上がっていく要素がいっぱいあります。ですから、医療給付を抑える、健康診断とかで抑えていくというのも当然大切なことなんですけれども、患者さんが病院に行くことをとめることもできません。そこで費用がかかっていくのは当然です。

そんな中で、医療給付を抑える中では、例えばジェネリック医薬品の推進というのも考えられますし、というような給付を抑えていくという努力は当然継続していかなければなりません、しかし、それに伴う国保税というものが当然必要となります。

特に、今回、私ども問題にしておりますのが、先ほど私の説明でもちょっと言いましたけれども、介護分、介護納付金分と、医療給付というよりは、介護納付金と、それから後期高齢者支援金、これに対する国保税の賦課が足りないというのが国保の赤字の主な原因でもございます。

ですから、このあたりの適正化を図っていくためには、これはもう当然そうなってくると、国保税の改定ということになるわけです。このあたりの現状を、国保運営協議会の委員の皆さまに、今、お示しをいたしまして、どうやっていったら国保財政が少しでもよくなっていくのかということを考えていただいているところでございます。

そういう考えがある程度、ことし中にまとめていただきたいということで、今、国保運協の委員の皆さまにお願いをしているという状況でございます。

○小野委員長 伴委員。

○伴委員 今、そういうようにきっちり答弁していただいて、できるだけ早急に手を打つということが非常に大切だと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 今、すみません、伴委員の質問の続きなんですけれども、部長の説明はわかりました。以前から私も気づいています。

ところで、25年度はですね、じゃあ介護納付金で、集めた金額より出した金額のほうが多まっているはずなので、幾ら、介護納付金分で幾ら不足を生じているのか。後期高齢者支援金分で幾ら不足が生じているかっていうところについて確認させておいてください。

○小野委員長 山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 後期高齢者支援分で約4,021万9千円、介護分では3,068万5千円でございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 以前はね、介護納付金、大分、累積赤字になってきて、苦勞して、一般会計からも繰り入れしていただいたりしてきましたけど、もうそれが、不足分がまた、後期高齢者支援金分がもう介護納付金を上回ってきているというような状態になってきていますのでね、そういう点では、やっぱり今の医療制度全体の問題がやっぱりあるのかなっていうふうには私も感じているところなんですけれども、これはこれで、今、現状を見る中では仕方がない数字だなんていうことで、認識はしておきます。

○小野委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 先ほどの里川委員の、答弁できますか。

山崎国保医療課長。

○山崎国保医療課長 まず、コンビニ収納では3,623件の納付がございます。もう一つ、ペイジー収納では231件の納付状況となっております。以上でございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 また自分なりに、後でまたパーセントちょっと出したいと思いますが、やはりコンビニでの収納も多いというふうには思います。若い方でもね、きちっとしたお勤めができない方っていうのは国民健康保険に入らないといけないという状態もございます。ですから、そういったことも視野に入れて、コンビニでの収納ができるっていうのはいいことだと思いますが、さらにはね、今、8期で納付していますけれども、他の市町村を見る中では、10期納付っていうところがあるんですね。前年度の所得とかそういうのを見てやらんといかんで、スタートがやっぱりどうしてもおくれるというのは

わかるんですけど、でも、10期納付を可能にしている自治体があるんですから、できるだけ、より払っていただこうと、より負担を少しでも軽くしようと思ったら、やっぱり10期納付っていう考え方も、また運協のほうでも検討していただけたらなっていうふうに思っております。以上です。

○小野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 ないようですので、これをもって、国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第8号平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、認定第8号平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

認定第8号

平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成26年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

着席して説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書の210ページをごらんいただきたいと思います。

平成25年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が20億1,212万5千円、歳出総額は19億8,298万4千円となりまして、歳入歳出差引額は2,914万1千円となっております。

それでは、決算の状況について、歳出の部からおのこの款ごとに説明をいたしたいと思っております。

初めに、213ページから215ページの第1款総務費でございます。

まず、213ページの第1項総務管理費でございます。介護保険事務にかかわる職員の人件費のほか、電算ソフト使用料や国民健康保険団体連合会への負担金などが主なも

のでございます。

次に、213ページから214ページの第2項徴収費でございます。介護保険料の賦課徴収事務に係る経常的な経費の支出がその主なものでございます。

平成25年度の介護保険料は、第5期介護保険事業計画で見込んでいる給付額に基づき、年間基準額5万8,700円をもって賦課をいたしました。

現年度分の保険料の調定額は、213ページの表にありますように、特別徴収が4億1,608万4,010円、普通徴収が4,513万4,910円であり、合計4億6,121万8,920円でございます。対しまして、収入は4億5,777万6,170円でございます。

還付未済を除いた現年度分の収納率は、前年度と同じ99.1%でございます。

次のページ、滞納繰越分の保険料につきましては、調定額は、普通徴収のみで740万8,630円でありまして、収納は114万9,380円、収納率は5.5%ございました。

次に、214ページの第3項介護認定審査会費であります。介護認定審査会を設置している王寺周辺広域休日応急診療施設組合に対する負担金や認定調査、主治医意見書の作成に要する費用でございます。

215ページの第4項趣旨普及費でございます。介護保険制度の啓発パンフレットを作成したものです。

次に、第5項介護保険運営協議会費でございます。2回開催いたしました介護保険運営協議会委員の報酬でございます。

次に、第6項地域包括支援センター運営協議会費は、執行がございませんでした。

この地域包括支援センター運営協議会の委員は、全て介護保険運営協議会の委員でありまして、平成25年度の会議は、介護保険運営協議会と同日に開催したものであるため、委員の報酬に係る執行がなかったものでございます。

続いて、216ページから218ページの第2款介護給付費でございます。介護給付費は、要介護または要支援と認定を受けた被保険者が、介護サービスや介護予防サービスを受けたときに、その費用の9割に当たる保険給付を支出するもので、本特別会計の歳出予算の大半を占めるものでございます。事業計画の中間年度であります平成25年度の介護給付費総額の事業計画上の執行割合は約97%ございました。

まず、216ページの第1項介護サービス等諸費でございます。要介護認定を受けた被保険者の居宅サービス、施設サービス、ケアプラン作成、福祉用具購入、住宅改修等

に係る給付でございます。このうち、最も給付額が大きいのは居宅サービスに係る経費であり、次いで施設サービスとなっておりますのでございます。

次に、第2項介護予防サービス等諸費でございます。要支援認定を受けた被保険者の居宅サービス、ケアプラン作成、福祉用具購入、住宅改修等に係る給付でございます。

次に、217ページの第3項その他諸費でございますが、介護報酬の請求に係る審査事務等の手数料でございます。

第4項高額サービス等費でございます。自己負担額が一定額を超えた場合等に、その超過額を給付する高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を支出したものでございます。

次に、第5項高額医療合算サービス等費でございます。介護保険の限度額と国民健康保険や後期高齢者医療などの医療保険の限度額をそれぞれ適用した後、年間の自己負担額を合算して、その額が所得に応じた負担限度額を超えた場合に、その超過額のうち、介護保険に係る負担割合分を給付したものでございます。

次に、218ページの第6項特定入所者介護サービス等費でございます。低所得の要介護認定者等が施設サービスや短期入所サービスを利用したときに、食費や居住費に係る自己負担額が一定額を超えた場合に、その超過額を保険から給付したものでございます。

続いて、第3款基金積立金でございます。平成24年度の決算における給付関係の実質的な黒字収支分及び当該基金の運用益を積み立てたものでございます。平成25年度末残高は7,254万1,043円でございます。

続いて、219ページから222ページの、第4款地域支援事業費でございます。

まず、219ページから220ページの第1項介護予防事業費でございます。介護予防事業に要する費用を支出いたしました。

219ページの一次予防事業では、原則として二次予防事業対象外の高齢者を対象といたしまして、主として転倒防止や運動器の機能低下予防に関する教室の開催等を行いました。

また、220ページの二次予防事業では、将来、要介護状態となるリスクの高い虚弱な高齢者に対し、転倒防止や生活機能の向上を図るため、運動指導や栄養の相談、口腔機能に関する教室を行ったものでございます。

なお、同じページの健康づくり高齢者の把握では、二次予防事業対象者の把握のため、生活機能に関するチェックリストについて、これまで未回収となっている高齢者と、新

たに65歳到達者を対象として実施いたしました。包括支援センターにおきまして、チェックリストをもとに事業参加の可能性や意向を確認し、それぞれに応じたサービスの提供に努めたところでございます。

次に、221ページから222ページの第2項包括的支援事業・任意事業費でございます。

221ページの包括的支援事業は、社会福祉協議会に委託している地域包括支援センターの運営に要する費用を支出したものでございます。

また、任意事業費では、家族介護教室の実施や、家族介護用品の支給、また、222ページの配食サービスや緊急通報装置の設置などを介護保険事業としてサービスを実施したものでございます。

続いて、222ページの第5款諸支出金でございます。平成24年度以前の第1号被保険者の保険料の還付金及び国・県の支出金や支払基金交付金の超過交付の返還金でございます。

続いて、223ページの第6款予備費でございますが、平成25年度の充用はございませんでした。

続きまして、歳入決算の状況について説明をいたします。211ページにお戻りいただきたいと思っております。

先ほどの国保特別会計と同様に、第2表として歳入決算の内訳を記載をいたしております。決算額は千円単位で表記をしております。

まず、1行目、第1款保険料は、決算額が4億5,892万6千円でございます。

次に、2行目、第2款使用料及び手数料は、決算額が6千円でございます。保険料に係る督促手数料でございます。

次に、3行目、第3款国庫支出金は、決算額が3億9,629万円でございます。国庫負担金として介護給付費負担金、また、国庫補助金として調整交付金及び地域支援事業交付金を受け入れたものでございます。

次に、4行目、第4款支払基金交付金は、決算額が5億4,722万2千円でございます。支払基金交付金として、介護給付費交付金と地域支援事業交付金を受け入れたものでございます。

次に、5行目、第5款県支出金は、決算額が2億8,464万2千円でございます。県負担金として介護給付費負担金を、県補助金として地域支援事業交付金を受け入れたものでございます。

次に、6行目、財政安定化基金事業交付金でございますが、これは、平成24年度に限り、奈良県介護保険料抑制市町村特例交付金を受け入れるための費目でありまして、平成25年度は費目設定をしておりません。

次に、7行目、第6款財産収入は、決算額が9万5千円であります。介護保険給付費準備基金の利子でございます。

次に、8行目、第7款寄附金でありますが、平成25年度の寄附金の受け入れはございませんでした。

次に、9行目、第8款繰入金は、決算額が2億8,868万1千円であります。一般会計からの繰入金は、介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金、職員給与費繰入金及び事務費繰入金でございます。また、基金繰入金は、介護保険給付費準備基金から受け入れたものでございます。

次に、10行目、第9款繰越金は、決算額が3,591万6千円でございます。本特別会計の平成24年度の決算において、歳入決算額が歳出決算額を上回ったため、平成25年度に繰り越しをしたものでございます。

次に、11行目、第10款諸収入は、決算額が34万7千円でございます。主なものは、介護給付費に係る介護事業所からの返還金を受け入れたものでございます。

平成25年度の介護保険の給付量は、事業計画の範囲内でおさまりましたものの、増加する傾向にはございまして、平成26年度の給付量には十分留意する必要があります。

また、要支援者の給付の変更等、介護保険法改正の影響にも十分勘案しながら、現在、第6期の事業計画の策定を進めているところでございます。

以上で、認定8号平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおり認定いただきますようお願い申し上げます。

○小野委員長 介護保険事業特別会計について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 すみません、218ページに、介護保険の給付費準備基金があります。ここで、25年度の積立てが結構積み立てられて、年度末の残高が7,254万1千円。まあまあ、基金としてはいい金額で残ってきたなというふうに思っています。

この傾向ね、今、部長の説明がありました増加傾向、給付者の増加傾向にあるという

ことだったんですが、でも、この25年度のこの成果報告書を見せていただくとね、要介護4とか5とかの重度の人が、当初計画より非常に少ない推移をしているんですね。要支援1から要介護3までが計画より若干多くなっていますが、それでも要介護3が計画より1人多いだけやし、要介護4、5に至ってはかなりの数、少ないという中では、重度な人ほど給付費はかかりますのでね、そういうふうなことを思えば、人数はふえているかもわからないけど、この傾向というのはいい傾向だなと思って。だから、こういうふうに基金にも余裕も出てくるというふうに私はつなげて考えているんですけどね。やっぱり今後も、お年寄りもふえてくるので、給付する人っていうのはふえてくるかもわからないけれども、給付費を抑えていくためには、こういうふうな形で重度者を防ぐという考え方、今の調子でね、今の感じ、いい感じで数字が流れていますのでね、こういう感じでやっていけたらいいかなと思っているんですが。

この基金ですね、一定残ってきたと、そういう中でね。来年からは、また制度改正で、もちろん介護保険料も関係してきますけれども、現在の考え方而言えば、基金っていうものをどう、そういう保険料なんかはどういうふうに充てていこうかと考えておられるのか。少しでも保険料の高騰を抑えるために基金を取り崩すという考え方ですね。こういうのがどんな、今、介護保険の運協もやっておられるだろうけれども、状況としてはどういうところにあるのかなと。現時点で言えることで結構ですが、これをちょっとお聞きしたいなと思います。

○小野委員長 植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 介護給付費と基金の関係でございますけれども、もともと、介護給付費が、収入に対して介護給付費がおさまったら、その分余って、その分を基金に積み立てていくということで、今回も積み立てました。

今度の26年度では、計画上では、恐らく、収入に対して給付のほうが多いだろうと思います。だから、基金は崩していかなければならないということで、平成26年度の予算では、もう基金を取り崩すという前提で予算を組んでいます。

ただ、結果として、例えば要介護認定者がこれ以上、重度の要介護認定者が伸びなかったとか、あるいはそれが介護予防事業とかの効果であれば一番いいんですけども、なかなかその辺の検証はできませんけれども、そのあたりで、給付が結果としてとんとんであったりとか、あるいは少なかったら、また基金を積むこともできます。基金を積んでいくと、今度は、今、介護運協で27年度からの3年間の給付量を見込む計画をつくっていただきますが、その見込んでいただいた給付量から保険料を算出する際に、こ

の基金をどうやって活用していくかということになります。

ですから、一応26年度は基金を崩すという前提で介護保険特別会計は組んでいますけれども、できれば崩さないのが一番いいわけで、そういう意味では、要介護にならない高齢者にどんどんいていただきたいくてですね、結果として給付が余れば、恐らく保険料は下がるということはなかなか難しいとは思いますが、その金額を抑えることにはなっていくということで、そういう意味で、ちょっと私の説明の中でも、26年度の給付というのは、24、25が余ったから、26年度をこう、気を緩めるのではなくて、十分留意をしていきたいというふうに思っているところです。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 私は、分析上ですね、要介護4なんか計画より32人も少ないわけですからね、そんな急に伸びひんやろということも思っているんですよ。要介護5やったら15人も計画より少ないわけですからね。これが26年で、1年ちごたらそんな急に伸びるんか言うたら、そうでもないやろと。

ただあれなんは、要支援2、要介護1、これが計画より大きく上回っているんですよ。この辺の問題ていうのは、後で出てくる地域包括支援センターのほうも今後活躍して行ってほしい。今後、こういう人たちをできるだけふやさないように、計画的な数字で推移していけるような状態をつくろうと思えば、そしてまた、来年度の制度改正とされている中での役割が非常に大事なんですが。

すみません、221ページ、地域包括への委託料が、これ、当初予算2,000万。でも、結局決算額が1,606万ということで終わったということなんですが、どうなんでしょう、これ、臨時職員さんなんかをもうちょっと採用しようとしてはったんが、採用せずに終わったというような形の、これ、金額的なものなのかなとか思ったり、いろいろ思うところなんですけど、この2,000万が1,606万になった理由と、それとですね、本来、地域包括の補助金、国・県の補助率ですね、本来はどうなっているのかということで、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○小野委員長 本庄福祉課長。

○本庄福祉課長 まず、地域包括支援センターの補助金1,600万になった理由でございますけれども、こちらにつきましては、当初、2,000万円の予算を組んでおりましたけれども、社会福祉協議会、いわゆる本体の職員の人件費等々との精算の中でこういう結果になったものでございまして、委託料が減ったということが、イコール体制が弱くなった、あるいは事業内容が少なくなったというものではないということでご理解

のほうをお願いしたいと思います。

それと、補助のほうでございます。国のほうが事業費の39.5%、都道府県が19.75%、市町村の持ち出しが19.75%、このようになっております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 決算額がこうなったのは、多分、社協の局長さんと地域包括のセンター長が兼務をしているというような形の中からこういうことになってきたのかなとかも思っていたんですけども、そういう兼ね合いもあるかもわかりませんが、今後重要なポスト、位置づけの地域包括支援センターっていうことを十分考えていっていただきたいと思います。

補助率を聞かせていただいたのは、ここに書かれている国、県、繰入、一般となっておりますけれども、私、率を計算したら、今言われた率にならなかったのですね、ちょっと尋ねてみたんですが、これについては、率が合わなかったのは、今後、もうちょっと担当のほうで個別に聞かせていただきます。以上です。

○小野委員長 それでは、これをもって、介護保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第9号平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、認定第9号平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、説明をいたします。

まず、議案書を朗読いたします。

認定第9号

平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成26年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

着席をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書の224ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が3億2,768

万5千円、歳出総額が3億2,680万8千円となりまして、歳入歳出差引額は87万7千円でございます。

それでは決算の状況について、歳出の部からおのこの款ごとに説明をいたしたいと思っております。

初めに、227ページから228ページの第1款総務費でございます。

まず、227ページの第1項総務管理費でございますが、後期高齢者医療の資格管理事務の執行に要する費用でございます。平成25年度末現在における被保険者数は、3,467人でございます。

次に、227ページから228ページの第2項徴収費でございます。被保険者に対しまして、奈良県後期高齢者医療広域連合長名で保険料額決定通知書を、また、斑鳩町長名で保険料納付通知書を交付するとともに、保険料の収納管理を行っております。

平成25年度の保険料の状況についてでございますが、現年度分は、調定額2億6,590万7,700円、収入額は2億6,588万1,600円で、収納率は99.9%となっているところでございます。

また、滞納繰越分は、調定額269万500円、収納額76万7,100円で、収納率は28.5%でございました。

続いて、228ページの第2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。広域連合事務費負担金、また、町が徴収した保険料及び保険基盤安定負担金を奈良県後期高齢者医療広域連合に納付いたしました。

続いて、229ページの第3款諸支出金でございます。軽減認定や死亡などによって過納付となりました保険料の還付となっております。

第4款予備費についてでございますが、25年度は充用がございませんでした。

続いて、歳入決算の状況について説明をいたします。225ページにお戻りいただきたいと思っております。第2表といたしまして歳入決算の内訳を記載しております。千円単位での表記でございます。

まず、1行目、第1款後期高齢者医療保険料は、決算額が2億6,664万9千円でございます。前年度と比較いたしまして、1,176万8千円、4.6%の増となっております。

次に、2行目、第2款使用料及び手数料は、決算額が1万4千円でございます。督促手数料でございます。

次に、3行目、第3款寄附金でございますが、平成25年度は寄附がございませんで

した。

次に、4行目、第4款繰入金は、決算額が5,984万6千円でございます。後期高齢者医療制度の運営に必要となる町及び広域連合の事務経費を一般会計から繰り入れるとともに、保険料の所得に応じた均等割軽減分及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の軽減分を補うための費用となる県及び町負担金分を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、5行目、第5款繰越金は、決算額が5万円であります。平成24年度会計における出納整理期間中に収納のあった後期高齢者医療保険料等の繰越しでございます。

次に、6行目、第6款諸収入は、決算額が112万6千円でございます。後期高齢者医療保険料の納付に伴う延滞金のほか、保険料の償還に伴う広域連合からの還付金が主なものでございます。

今後も高齢者が安心して医療が受けられるよう、広域連合と連携を図りながら制度の運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で議案第9号平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての説明といたします。何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおり認定いただきますようお願い申し上げます。

○小野委員長 後期高齢者医療特別会計について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 質疑を終結いたします。

これをもって、住民生活部所管に係る決算審査を終わります。

13時まで休憩いたします。

(午前 11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○小野委員長 再開いたします。

午前中のシルバー人材センターの男女の比率ということで、住民生活部長からの答弁をお受けいたします。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 午前中お答えできなかったシルバー人材センターの会員の男女別の数字でございますが、会員数308人のうち、男性が215、女性が93人でございます。

す。男性の比率は69.8%でございます。以上、報告とさせていただきます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 私が思っていた、ほぼこれぐらいの数字かなっていう感じで、今、お答えいただけたので、そうだろうと思います。女性の方も60歳を過ぎて、何か自分もできることということで、シルバー人材センターに加盟したいとかいうのを、斑鳩町だけではなく、よその市町村でもそういう声も私も聞いているものですから、今後はそういう方たちの力にも期待していただいて、会員数が減っているっていう状況ではなく、今後ますますふえるような状況になるようにしていただけたらというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○小野委員長 それでは、都市建設部・上下水道部所管に係る決算審査に入ります。

まず初めに、第2款総務費について説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第2款総務費のうち、都市建設部が所管いたします事業につきまして説明させていただきます。

座って説明をさせていただきます。

まず、主要な施策の成果報告書の62ページをお願いいたします。第1項総務管理費、第6目企画費であります。

まず、法隆寺周辺地域の仏教建造物の世界文化遺産登録20周年を記念して、手のひらアート展、チャレンジ斑鳩の里巡りスタンプラリー、美ウォークを開催いたしました。

手のひらアート展では、町内3校の小学6年生が自分たちの住んでいる地域の美しい風景を自らの手のひらで描いた作品を制作いたしました。

また、チャレンジ斑鳩の里巡りスタンプラリーは、法隆寺地域の仏教建造物を含めた町内の名所、景観スポットを巡りながら、新たな斑鳩の里の魅力を再発見してもらうことを目的に開催いたしました。

また、美ウォークは、美をテーマとした秋の斑鳩の里を巡るウォークを10月、11月で計4回開催いたしました。

次に、主要な施策の成果報告書の67ページをごらんいただきたいと思います。第8目交通安全対策費であります。交通安全週間や各種イベントにおける啓発・普及活動を初め、幼児・児童に対して交通安全教室を開催いたしました。また、交通安全協会西和支部協会斑鳩分会に対し支援を行いました。また、道路反射鏡及び路面表示や標識、防護柵などの交通安全施設の整備及び補修を行い、交通事故の未然防止に努めてきたとこ

ろでございます。

以上が、第2款総務費のうち都市建設部が所管いたします決算の概要でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○小野委員長 説明が終わりましたので、第2款総務費について質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 すみません、成果報告書の63ページなのですが、ここで、いろいろな取り組みをやっていただいたことが、この都市建設部でやっていただいたことが総務費の中で書かれているのですが、その内容の中でちょっと、もう少し聞きたいと思いましたが、よろしくをお願いします。

世界文化遺産登録20周年記念のこのスタンプラリーなのですが、これ、参加者500人というふうになっているのですが、この参加者っていうのは、町内の方、町外の方、どんな対象者に対してこれ、呼びかけをして、それで参加されたのが、アンケートの回答があって、そういう項目があったかどうかはわかりませんが、どんな状況だったのかなど。もしわかるようだったら教えてほしいなと思います。

○小野委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 参加者の内訳でございますけれども、パンフレットの配布といたしましては2,500枚程度、スタンプラリーの台紙として配布をさせていただきまして、その中で、アンケートにお答えしていただいた方の数字の内訳でお答えをさせていただきますと思いますが、町内の方のご参加が332名、67.7%、それで町外で、奈良県内の在住者の方で99人、20.2%、あと、近畿圏からは36人、7.3%と、それ以外で21人といった形で、あと、その他、無回答というような形になってございます。以上でございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 私はね、このスタンプラリーは、ある公共施設で見ました。ああ、こういう取り組みって子どもたちも喜んでもらえるし、斑鳩町を知ってもらうのにいいなってすごく思ったので、もちろん、斑鳩町に住んでいる子どもさんたちにも、もっと自分のまちを知ってもらう意味でも、こうやってスタンプラリーで巡ってもらうということにはすごく意義があります。また、近隣の、町外の方たちにもよりたくさん参加していただけるようにして、斑鳩町をもっともっと知ってもらおうっていう、そういう取り組みになるように、これ、20周年記念でやっていただいたんですけども、今後も、やっぱりできるだけ子どもさんの興味のあるもので、子どもさんに参加をしていただけるとい

うこういう行事はやっぱりやっていっていただけたらありがたいなっていうふうに思います。

それと、ちょっとわからなかったんですが、その次に書かれています美ウォーク～4週連続斑鳩旅～っていうのがありまして、これ、参加していただいたのが48人で、開催4回ということなんです、これはどんなふうに募集をされて、そしてこの4回っていうのは、もう4回とも同じこの48人の方に行っていただくという、そういう企画だったのか。ちょっとそういう、どういうふうに募集をして、企画の内容がどんなものだったのかがちょっとわからないので、教えていただけますでしょうか。

○小野委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 このウォークにつきましては、秋の斑鳩の里を歩いていただくコースをそれぞれ4コース設定をいたしまして開催したものでございまして、その募集なんですけれども、広報斑鳩あるいは観光協会のホームページのほうで広報をいたしまして募集しております。

そして、この参加者というのは48名で、4回で合計で48名ということでございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 合計で48人ということは、そうしたら、別に、希望のあるコースだけ、4回のうちの1回だけ行くとか、いや、4回とも行くっていう、コース違うからね、4回とも参加していただくような設定になっていたのか、それとももう、好きなコースにお1人ずつ自由に入っていてやっていくという、そんな形だったのか。最初の設定がどんな感じやったのかなと思って。

○小野委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 この組み方といいますか、設定の仕方なんですけれども、4つのコース、それぞれ自由に参加していただけるという形になっておりまして、それに、それぞれ好みのコースといいますか、そういったところに参加していただいた、それで、例えば1回目に参加された方が、また次のときに同じようなところを、もう1回次のコースに参加されたという事例もございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 はい、わかりました。だから、1人が1回しか参加してないかもしれないし、1人で4回参加したかもしれないという、こういう形で、設定は自由に参加していただく形だったと。

これもまた検証していただいて、この行事がどうだったのかということについてはまた検証していただいて、今後の行事のあり方とかね、十分また検討していただけたらいいかと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。以上です。

○小野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 これをもって、第2款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、第5款農林水産業費について説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第5款農林水産業費について説明をさせていただきます。

座って説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書の127ページをお願いいたします。

第1目農業委員会費であります。

毎月、農業委員会を開催し、農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律に定められた規定に基づき、農地転用や農地の権利移動などの案件を審議し、処理を行いました。

そのほか、遊休農地の解消対策として、昨年引き続き、耕作放棄地の状況を一筆ごとに把握するという耕作放棄地全体調査を実施し、この調査をもとに、地域ごとの耕作放棄地の解消に努めました。

次に、第2目農業総務費は、主に、農林関係に従事する職員の人件費でございます。

次に、128ページをお願いいたします。

第3目農業振興費であります。

斑鳩町の農業を活性化させるため、農業経営の改善を目指し、農家、農協、行政の連携による相互扶助体制など、効率的・安定的な農業経営の確立に努め、斑鳩町内の農業振興、農業の活性化のために活動されている農業関係団体に対し、支援を行いました。

また、農業を初めとする町内産業の従事者と町民との交流の場を提供し、町内産業への理解と認識を深めていただくことを目的に、斑鳩町産業まつり2013が開催されました。

次に、129ページ、第4目土地改良事業費であります。

農道整備工事を高安地区で実施いたしました。

また、水利組合等の団体が実施する水路・ため池等の農業用施設の新設・改良・維持修繕に関する整備に対し、支援を行いました。

また、町内の主要なため池32か所において、目視等による一斉点検を実施いたしま

した。また、奈良県が警戒ため池に指定した斑鳩ため池、桜池、天満池においては、県から示された仕様書に基づき、ボーリング調査1か所、地質調査2資料による耐震診断を実施いたしました。県から示されました仕様書による調査では、資料としては不十分であるということがわかり、次年度以降に、改めて追加調査を実施していく必要があるという結果となりました。

次に、130ページ、第5目生産調整推進対策費であります。

国の補助事業であります経営所得安定対策事業への加入を推進しながら、農家の方々へ生産調整の達成に向けた協力依頼を行い、町単独の転作助成金の交付を行いました。

次に、131ページ、第6目有害鳥獣駆除対策事業費であります。

農作物への被害をもたらす有害鳥獣を駆除するために、地元猟友会に委託し、カラスやドバトなどの駆除に努めました。

また、近年、農作物被害が拡大しているイノシシ対策について、わな、捕獲おりによる捕獲に努め、あわせて、平成25年度からは、新たに、耕作者がみずから行う被害防止対策事業を支援することとし、農作物の被害を受ける農地を対象に、電気柵の設置費用の一部を補助いたしました。

次に、第7目地域農政推進対策事業費であります。

農業者の高齢化、担い手不足が深刻化する中、地域の集落ごとの特徴を生かした農業振興を図るため、地域の農業者の代表者であります農家組合長を対象に、奈良県農協の協力により先進地の視察研修を実施いたしました。

また、農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現することを目的に、青年の新規就農を大幅に増加させるため、国の事業であります新規就農総合支援事業を活用し、当町においても、1名の新規就農者に対し、年間150万円の給付金を支出いたしました。

次に、第8目遊休農地解消総合対策事業費であります。

農地の保全を図る上で、遊休農地解消は緊急の課題となっていることから、農業委員会において、遊休農地解消に向けた取り組みを実施いたしました。

また、ソバ、菜の花、ジャガイモ、黒米栽培を実証展示圃で行いながら、農や食への理解を深めていただくため、ジャガイモ栽培サポーターの募集、幼稚園児、保育園児によるジャガイモの掘り取り体験を実施いたしました。

次に、132ページ、第9目農地・水・環境保全活動等支援事業費であります。

農業者の高齢化等により、農地や農業用水路、農道などの地域資源の保全管理が困難

になってきています。こういったことから、新たな活動組織を立ち上げ、地域が一丸となって施設の保全を行っていくという活動を、稲葉車瀬地区の活動組織において実施をいたしました。

また、環境に優しい農業に取り組む環境保全型農業として、化学肥料を慣行から5割以上低減し、化学合成農薬については慣行より3割以上低減する取り組みを稲葉車瀬地区の梨部会で実施されました。

次に、第2項の林業費であります。主要な施策の成果報告書の132ページをお願いいたします。

第1目林業振興費であります。

林業振興費につきましては、各種林業関係協会への負担金を支出いたしました。

次に、第2目地域で育む里山づくり事業費であります。

荒廃した里山林の整備を、森林所有者の協力を得て、ボランティア団体により実施していただき、里山の機能回復を図ってまいりました。

また、整備後の里山において、植物の観察会や、シイタケの菌打ちなどのイベントを実施され、里山の利活用に努められました。

以上が、第5款農林水産業費の決算の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○小野委員長 説明が終わりましたので、第5款農林水産業費について質疑をお受けいたします。

辻委員。

○辻委員 131ページの有害鳥獣駆除対策事業費で、イノシシ対策については電柵の補助とかいろいろとしていただいておりますし、イノシシの被害は若干少ななってきたなということになります。

一方、アライグマの被害について、アライグマは有害鳥獣になるのかちょっとわかりませんが、この被害で、ブドウ農園とかね、その辺でかなり被害を受けているということで、あれは電柵もしても、柵もきかないということで、ブドウの木にこう、滑らないようなやつをしてもなかなか効果がないということで、どないしたらええねやろということも言われていますけども、その辺の対策について、今、苦情とかそんなん聞いてはるのか、今後どのようにされようと、難しいのかどうかわかりませんが、どのように考えておられるのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。以上です。

○小野委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 今、委員おっしゃいましたように、アライグマの被害対策については、苦情等々聞いておるところでございます。

その対策でございますけれども、アライグマの被害対策についてですが、外来種のアライグマは、平成21年に奈良県により奈良県アライグマ防除実施計画というのが策定されました。斑鳩町においても、21年の9月に斑鳩町アライグマ防除実施計画を策定したところでございます。

市町村の防除計画を策定したことによりまして、本来、アライグマの捕獲につきましては有害鳥獣の許可及び狩猟免許が必要となります。しかしながら、防除計画を策定したことにより、狩猟免許を有しない者も捕獲に参加できるということになりました。捕獲に参加できる要件としましては、猟友会が実施する講習を受けた者で、良識があり、必要に応じて迅速に捕獲に従事できる者等となっております。

こういうことから、防除計画策定後、町職員がその講習を受けまして、捕獲おりの設置を迅速に行っているところでございます。

アライグマの捕獲の実績といたしましては、平成25年度では、法隆寺地区で7頭、三井地区で8頭、龍田地区で3頭の合計18頭を捕獲いたしてございまして、ことしに入りまして、8月末現在で、龍田地区で3頭、三井地区で4頭、稲葉地区で1頭の計8頭を捕獲しております。

今後におかれましても、捕獲おりを増設しながら捕獲に努めてまいりたいというふうに考えております。

先ほど、委員おっしゃいました防護柵ですね、柵の効果はないのかということでございますけれども、その効果については、ないということではございませんので、昨年、イノシシの被害等防止対策補助金実施要綱を策定いたしまして、この要綱において、イノシシ等というのはアライグマも含まれますので、アライグマなどの有害鳥獣も対象と考えておりますことから、この防除措置として、電気柵や防護柵の設置に対する補助も行ってまいりますので、農家の方につきましてはご活用いただけるようというふうに思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○小野委員長 辻委員。

○辻委員 多分、アライグマは電気柵できくのかどうかわからへんねけど、電気柵とか、柵しても飛び越えていくのかなと思いますねん。その辺のやっぱりこう、何が一番ええのかということもやっぱり研究してもうて、今後、対応をお願いしたいと思います。以上です。

○小野委員長 ほか、ございませんか。

里川委員。

○里川委員 今の131ページの、委員の質問にもちょっと関連するんですが、イノシシがね、24年は、これ、駆除していただいたの4頭やけど、25年になるともう11頭になっているんですね。これ、ふえてきているんだらうなど。

私、最近になってご近所の方から言われたのが、うちも天満池の上のほうに竹やぶ持っているんですけどね、もう里川さん、来年竹やぶ、タケノコ取れへんで、イノシシえろう来とんどと、もう取れへんでって、何かそんな話もちょっとことし聞いたんですね。

その人が言うには、電気柵をしたことによってイノシシがさらに下へ下へとおりてきているんじゃないかと。法隆寺の裏山からずっとちょっと北東にかけてある山のほうにおりてきているよと、出てきていてっていうふうな話も聞いたんですけどね、その辺の今後の心配というのか、この駆除数もふえてきていますしね、さらに対策というのか、それがいよいよまちまでほんまに出てきたら、天満池のグラウンドへスポーツしにいかはった人とかとね、もう対面して大変なこと、農作物の害だけで終わらないような、人に対して何か起こるっていうようなことが起こっても困るし、そういうことも含めて、今後、さらなる対策っていうのも考慮した中でこういう事業をやっぱり進めていっていただきたいとは思っているんですが、その辺は、担当におかれてはどんなふうにご考えておられますでしょうか。

○小野委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 イノシシの出没の関係で、一般の人にも危害を加える、当然、電気柵等々設置しますと、そのところには被害があったということは聞いておりません。そうすると、委員おっしゃるように、ほかのところへまた散らばって行って、範囲が広がっていくというようなことがございます。

イノシシ、本来はおとなしいような性格の臆病なものというふうに聞いておりますけれども、基本的には人を襲うようなことはないということでございますけれども、餌が不足している、そういったことがありましたら、やはり注意が必要だということも考えておまして、これは、皆さん、住民さん方が気をつけていただくのが一番かなと思っております、毎年9月広報においてですね、イノシシの対応といいますか、危険ですよというような形で広報をさせていただいております、周知を図らせていただいているというところでございまして、具体的なその物質的な対策というところにつきましては、今のところ、どうすればええのかというところも、私どももちょっと考えられないという

ところでございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 1年たって、これ、4頭から11頭、さらに26年度ではどうなるのかわからないですけども、私としては、今後、やっぱりそういう想定内の状況がどんどころにあるか、何かが起こったときに、それは想定外だったというようなことがないようにね、イノシシっていうのは、やっぱりみんな怖いって普通思いますので、そして斑鳩町では、今ちょっと隣から聞いたんですが、イノシシって夜行性やでって今ちょっと聞いたんですけど、夜、散歩とかされている方も非常に多いんですね。それが、2、3人で行かばったら寂しいところでも歩いてはりますのでね、ちょっとやっぱり怖いっていうのも感じますので、今後、やっぱりその出没の経緯、情報などが入ってきたら、その辺の経緯を見ながら、また対策っていうのも、県などとも十分協議しながら進めていっていただけたらというふうに思います。

それと、もう1点、これは遊休農地再生活動とか、新規就農者に対する支援、これはもう本当に力入れてやっていっていただきたいというふうに思います。

一般質問でもやりました、あの空き家の問題ともあわせましてね、こういうことをしたい、ちょっとこういうことをしたいなとかいうことで、田んぼや畑に興味があって、ちょっとやりたいと思って、そして少し自分が住んでいるところより田舎へ来てやろうという、そういう移住を希望された方たちが、移住してきて何がしたいという目的、いろいろあると思いますが、移住をされてきて、今、歴まちもやっていますけど、そうじゃなくて、移住してきて田んぼや畑、自分でやってみたいという方たちも、やっぱりその目的の中にはあると思うのでね、そういう方たちの要望に沿えるような、そういう就農の支援だったり、それから、遊休農地をそういうふうに遊ばしておくのではなくて、そういう方たちが利用できるっていうマッチングですね、もう草生やしてやっている、そういう稲葉地域とかその地域が特定されていない、ばらついてあるわけですね、あっちこっちに。でも、そういうあっちこっちにあるものでも、何かそういうふうに移住を希望しはって、家もうまいことある、その近くにうまいことそういうのもあるっていうことで、そういうのがマッチングして、流れの中であって、移住希望者の人たちが喜んで斑鳩町来てもらえるような、そういう環境ができればありがたいっていうふうに、私はずっと今までから考えていましたので、今後、そういう方たちが、要するに、簡単にそういう農業っていうものができるのかどうか。今、農地転用の問題であったりとか、それから、地主さん、持ち主さんが貸すっていうことになったら、そういう小作

の関係とか難しいいろいろな問題もありますけど、そういうのが割と簡単にクリアできるようなシステムができれば、非常にそういう移住者の方たちも斑鳩町で畑、田んぼしたいなって思って来てもらえるような環境づくりができるのかなと思ったりするんですけどね。私もあまり深くまでは知識ありませんので、そういう環境整備、斑鳩町へ移住してきていただけるような環境整備の中の1つには、こういう田んぼや畑もかかわっているなっていうようなご認識もお持ちいただけたらありがたいかなっていう、私のこれは意見なんですけど、これについて何かあれば。

○小野委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 移住してきて農業をすることということで、これは、非常に言葉的には簡単だと思うんですけども、まず、農地を取得するための下限面積というのが制度としてありまして、2反以上を確保していかなければならないということ、そういったところが可能かどうかというところがまず1つあります。

そして、新規就農の関係なんですけども、これも非常に審査が難しく、我々、窓口に来たときにも、いろいろと調整をさせていただいておるんですけども、どのような、実際は農業経営を実質的に考えておられるのかということ、あるいは農地を果たしてどうやって取得していくのかというようなこと、それと、当然、農業をしていこうとすると、農業機械はどうするのかというようなことなどがあり、そういった営農計画としてどのような計画を立てられているのかということ、まず、我々は窓口では確認をさせていただきまます。

そうしたことがいろいろと確認できましたら、まずは農業委員会のほうでヒアリングをさせていただいて、本当にこの方が農業を継続して実施してくれるのかどうかというようなことを十分に検討もさせていただいて新規就農を認めていくということになるんですけども、さらに、県の農業技術士というのがおられまして、そういった方のアドバイスなんかもいただきながら、その実施計画をこの方が満足してやっていけるのかどうかというところら辺も検討させていただくということになっておりまして、実際に農業をしていただくというのは非常に、手続的についでいいですか、難しいところはあると思うんですけども。

それで、初めての方ですと、やはり農業大学とか、いろいろな担い手農家さんでね、そういった研修できる制度もございます。そうしたところも我々としては紹介しながら、そういった新しく農業をしたいという方には勧めているところもございます、実際、大阪とかからこちらのほうへ来られて農業をしたいというところは非常にハードルが高

いのかなというふうには考えております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 むちゃくちゃハードル高いですね、新規就農てなりましたらね。だから、それでもやっぱり土地を求めて、跡を継ぐ人がいなくて、遊休農地で、草がたくさん生えて、これもうどうしようかという土地であれば、そういうのをうまいことつないでいくようなシステムがあったらね、そういう希望者があって、それで、もうあいている土地こうしてあるからっていうことをつないでいける。

これはもう、空き家の問題も一緒なんですけどね、そういうふうにつないでいけて、そして、また、今、新規就農者じゃなくても、気軽に、畑したいわと移住してきて、ちょっと自分たちが食べる分の畑しながら、ちょっと悠々自適の生活をやりたいみたいな60代ぐらいの方が移住を希望したときにね、じゃあ、遠いところからやったらね、その情報がはっきりわからへんけど、どういう、どこまでどうできるのかはわからないけれども、いや、こんなところにこういう家もありますよ、こういう畑もありますよっていうようなことができれば、紹介ができるとかそういう、紹介というよりも相談に来られたらすぐそういうことがお話しできるような状態であれば、私、もうちょっと、斑鳩町っていいな、斑鳩町に行きたいなって思って来ていただける要素になるのかなと思うんです。

この新規就農のハードルが高いのは、斑鳩町単独だけではいけない部分もあるだろうし、もちろん、そういう意味でも理解はしているんですけど、でも、できるだけそういう相談に来られたら、わかりやすく話、相談に乗ってあげて、いろいろな手続き教えてあげる。できたら、そういう方、意欲のある方にもし来てもらえるなら、私なんかもすごくうれしいなという思いはありますので、そういうスタンス、ハードルは高いけれど、やろうと思う人なんか来ていただいたらうれしいな、来てほしいなぐらいのスタンスで担当のほうにおかれては今後もこういう事業を進めていっていただけたら、私もうれしいと思います。

いろいろ斑鳩町にとっての課題もたくさんありますけど、この農業の問題も大きな1つの課題だというふうに私も捉えていますのでね、また今後もいろいろな工夫が必要になってくる事業だと、行政の窓口としても、行政レベルでもいろいろな工夫をしていく必要があると思いますので、後継者不足に悩むいろいろな先進地の取り組みなんかも、今後もやっぱり研究していただきたいということをお願いしておきます。これは意見として結構です。

○小野委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 それでは、第5款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

次に、第6款商工費について説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第6款商工費について説明をさせていただきます。

座って説明させていただきます。

主要な施策の報告書133ページをお願いいたします。

第1目商工総務費では、主に商工事業や観光事業に従事する職員の人件費でございます。

次に、134ページをごらんいただきたいと思います。

第2目商工振興費であります。

地域経済活性化のための地域振興事業、創業・経営革新への支援事業に取り組んでいる商工会に対し、引き続き支援してまいりました。

また、拠点通過型観光から滞在型観光への移行を実現するため、観光体験プログラムや、特産品の開発を行う全国展開支援事業や、商工会が行うプレミアム商品券の発行に対しても支援してまいりました。

次に、135ページ、第3目観光費であります。

地域産業、地域観光の振興を図ることを目的に、斑鳩市を開催いたしました。

また、物産交流として、友好都市である飯島町初め各都市との交流を深め、斑鳩町の情報を発信し、観光客の誘致に努めました。

また、楽しみながら斑鳩の里を再現していくシミュレーションゲームを中心に、名勝・旧跡等を案内する観光面だけではなく、避難所への誘導などの防災面を加えた、スマートフォンに対応したアプリケーション、I-斑鳩町観光・防災ナビを開発いたしました。

また、斑鳩町観光協会に対しての補助も行ってまいりました。

次に、136ページ、第4目観光会館費であります。

現在、観光会館は、主に町民の方々の交流の場として活用されている状況であり、これらの方々が安全で快適に利用していただけるよう、適切な維持管理に努めました。また、耐震機能を評価するため耐震診断を実施いたしました。

次に、第5目歴史街道ネットワーク事業費であります。

20回目を迎えた太子ロマン斑鳩の里観月祭であります。金剛流の里帰り公演として9月22日に県内外より多くのご来場をいただき開催いたしました。

また、まちあるき観光を実現するため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく斑鳩町歴史的風致維持向上計画を策定いたしました。

次に、137ページ、第6目法隆寺iセンター管理費であります。

法隆寺iセンターは、歴史街道構想の拠点施設として位置づけられており、指定管理者である斑鳩町観光協会により管理運営されています。

次に、第7目観光自動車駐車場運営費でございます。

観光自動車駐車場につきましても、斑鳩町観光協会を指定管理者として管理運営がされております。

以上が、第6款商工費の決算概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○小野委員長 説明が終わりましたので、第6款商工費について質疑をお受けいたします。辻委員。

○辻委員 まず初めに、134ページの商工費の中で、特産品開発等全国展開支援事業の支援ということで100万円支出されていますけども、いろいろ、特産品の開発とか観光事業開発に対して支援した。平成25年度では、おとなの修学旅行プログラム&斑鳩ステイをテーマにとか書いていますけども、この内容について、それと成果についてお聞きしたいと思います。

○小野委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 特産品開発全国展開事業の関係でございますけれども、斑鳩町の特産品、いわゆる斑鳩ブランドの開発につきましては、商工会が主体となり、小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業補助金という補助金を活用されまして、特産品の開発に努められているところでございます。

この事業は、地域の小規模事業者による全国規模のマーケットを狙った新規事業の展開を支援するため、商工会が小規模事業者と協力して取り組む特産品開発や観光資源開発及び販路拡大、商工会等が小規模事業者、地元自治体と一体となって取り組む地域の課題解決に資する事業及びこれらに係る調査・研究に対して、幅広い支援を行うということを目的としております。こうした補助事業を活用されまして、この事業につきましては、平成24年度から3か年の事業となっております。特産品の開発と観光開発事業を同時に進められております。

特産品の開発につきましては、平成24年度では、黒米クッキー、葛餅、柿わらび餅、煎餅、いろいろな種類があるんですけど煎餅などを試作されております。

また、本体事業の1年目となる昨年、平成25年度につきましては、全国展開プロジェクトチームにてさらに開発を重ね、特産品としての絞り込みをされまして、瓦コースターや黒駒クッキー、竜田せんべい、万葉豆などが試作をされております。観光事業開発につきましては、平成24年度で、観光体験のプログラムになり得るメニューの再発掘をいろいろと提案されております。これらを組み立て、さまざまなプログラムを考案されました。

この本体事業の1年目となる平成25年度には、2月1日にモニターツアーというのを開催されまして、非常に好評であったということで、いろいろなモニターの方からも意見もいただきながら、ここはいい、ここは悪いというようなことも聞いているというところでございます。

そして、25年の12月ですけれども、12日から17日には、奈良まほろば館で、これらの商品なり、観光事業につきましての商談会、あるいは観光PRの活動に参加されているという状況でございます。

○小野委員長 辻委員。

○辻委員 今、いろいろ事業展開を言っていただきました。これ、私、特産品の開発いうと竜田揚げかなというふうに頭だけあって、それしか知らなかったということで、認識不足かしらんけど、こういういろいろな特産品も開発されてんねやったら、またいろいろな機会にやっぱりPRもしてもらおうというのも大事やし、私だけか知りませんが、PRもしてもらおうのも大事かなというようには思います。その辺の今後の対応もよろしくお願ひしたいと思います。

それと、136ページ、また言いますけど、観光会館の耐震診断の結果について、ちょっと若干、どんな状態だったか聞かせてほしいです。

○小野委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 観光会館の耐震診断の結果についてどうであったかということでございますけれども、観光会館の耐震診断の結果につきましては、地震の震動及び衝撃に対して、倒壊、または倒壊する危険があるとの判定が出ております。

観光会館は昭和38年に建築された非常に古い建物でございますけれども、年間約200日ほど利用がされておりますことから、今後、観光会館の利用者の声を聞きながらですね、対策、方法等について検討してまいりたいというふうに考えておりますので、

ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○小野委員長 辻委員。

○辻委員 外から見ても大体わかるような感じ、結局、柱もぼんとして、普通の建物とちごて、かなり一般の方も危険な状態になるような建物かなというふう思いますので、早急に対応していただきまして、安全に使っていただく、これ、利用者もかなり多いので、その辺のこともありますので、その辺も十分周知しながら、よろしくお願いいたしますと思います。以上です。

○小野委員長 伴委員。

○伴委員 135ページの下から2つ目の、このスマートフォンのアプリケーションと。これ、状況どんな感じに、今、なってまんの。

○小野委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 4月からアプリの運用を開始しているところでございますけれども、スマートフォンによるダウンロードの件数ですけれども、直近で、これ、1月に1回報告が来るだけなんですけど、8月20日現在で2,212件のダウンロードがございます。

そのほか、このアプリには、まちづくりシミュレーションということで、ご自分で、ゲーム機能が備えておりまして、そのゲームをやることによって、そのゲームを完成させていく、斑鳩町のまちをつくっていくというゲームを完成することによってプレゼントをしていこうということで、3か月に1回、プレゼントをしております。

その応募件数については78件ほどございまして、熱心にやっただいていいるのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

○小野委員長 伴委員。

○伴委員 始まってまだ数か月で、これ2,218名。私、そのスマートフォンちゅうのは持っていないので、どんなもんかいうのはわかりませんねんけど、えらい反響があると。

こういうようなやつは、更新といいますか、まあ言うたら、町側で更新とか、こういうことはやっぱりしていかなあかんのか、一遍こうやれば、後ずっとつこてもらうだけ。このあたり、どんなもんですの。

○小野委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 アプリを維持していくためにはですね、当然、今おっしゃいました更新等必要だというふうに思っておりますけども、情報の簡単な更新ですね、そういっ

たものについては、今、アプリをつくっている会社のほうで対応していただけるんですけども、大規模なプログラムを変えようということとか、シミュレーションの大規模な内容を変えていこうということになりますと、別途、非常に高額な費用がかかってくるというふうに聞いております。

○小野委員長 伴委員。

○伴委員 非常に反響もあるかわりに、やっぱり飽きられるちゅうか、なってくると、また難しい部分もあるのかな。だけど、こういう新しい取り組みというのはやっぱりやっていただかないと、特にやっぱり、今、スマートフォンって持っておられる方、結構おられますので、そういう形で発信していただくというのも1つ、観光面、また、これは防災にも使えるということなので、今後、これがまた、こう、まちづくりといいますか、そんなのにも有効に寄与してくれればと思います。

続きまして、136ページの、同じように私もこの観光会館、非常に心配しているんですが、これは検討していただくと、今、話聞きましてんけど、これは、前、何か、建て直すことはもう難しいん違うかというようなちょっと話も聞いたことあると思うんですけど、これも、検討するというのは、結局、耐震の工事をするぐらいしかできないのか、それとも建て直しということも考えられるのか。このあたりはどんなもんですの。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 観光会館の状況を見ている中では、もう取り壊していくと、もしあかんとしたらね、もう取り壊して、まだ道路の関係もございますから、拡幅をしなければいけない部分もありますから。今の状況から考えたら、何年かはそのまま使っていくということで、ここで、祭りの関係の方々もここで集まられますから。そういうことも踏まえながら、やっぱりより慎重にですね、考えていかないといけないと。もう建て替えることはもうしないということでございます。もう解体するか、もう取り壊すか、どちらかでしていきます。

○小野委員長 ほかにございませんか。

小林委員。

○小林委員 私も、135ページの観光・地域情報の発信についてなんですけれども、この開発業者さんのつくられたアプリで、日本でね、関西でいろいろつくられていますので、ヒットしたアプリもあれば、斑鳩町のやつのように、このダウンロード数のアプリもあるんですけれども、その違いというのはどういうふうに関業者は認識されていて、というのもですね、開発のときに、あのアプリはこれだけ、十万、数万ダウンロードさ

れたけれど、何でこんなにダウンロードされたんですかというたら、私たちはおもしろい
のをつくりましたというふうにはっきり言いあって、だから当然の結果ですというのを
おっしゃったんです。

そういう中で、こういう斑鳩町のダウンロード数っていうのはですね、もともと目指
す成果がどれだけ違って、方向がどれだけ違ったのかなと今ふと思いましたのでね、そ
れをちょっとお聞かせいただきたいなというのとですね、新しく斑鳩町がフェイスブッ
クされていたので、その運用方法というかですね、その更新とか、それはどうい
うふうに考えて更新されているのか、斑鳩の情報をアピールされているのか、ちょっと
その2点について。

○小野委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 今、ご質問いただきましたアプリの開発業者さんのお話につきまし
ては、当町のほう、今まで作製業者にですね、ほかとの違い等については確認はしてい
ないところですが、当町のゲームといいますのは、法隆寺、斑鳩町をつくり上げ
ていくというゲームです。

ほかのアプリケーションで、どういったおもしろみ、楽しみをちょっと求めてつくら
れたかというところははっきりわからないところなんですけれども、まず、ちょっと斑
鳩町としてはですね、とにかく斑鳩町がこういうところやというのを知っていただき
たいというところではございましたので、当然、ダウンロードが多ければ多いほど、これは
ええことなんですけれども、一応、今のところですね、2, 200程度ということではござ
いますが、それなりの成果があったものやと、我々としては認識はしているところでござ
います。

フェイスブックにつきましてはですね、観光産業課の職員のほうがですね、フェイス
ブックを日々更新をしてですね、情報の発信に努めておるという状況でございます。

○小野委員長 小林委員。

○小林委員 各市町村がですね、そのフェイスブックとか情報ツールを使って町民さん
かにいろいろアピールするときにはですね、その情報の発信の仕方ってすごく注意しな
がら発信しないと危ないということで、いろいろな自治体で運用マニュアルとかいろい
ろつくられていますけれども、斑鳩町はどなたの、運用マニュアルの基準で発信される
のか、課の基準で発信されるのか、どういう基準に基づいてどういう情報を発信されて
いるのかという、安全性というかですね、将来的に、何もなかったらどのような問
題が起こるのかわからないので、そういうことについてちょっとお聞かせいただきたい

んですけれども。

○小野委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 これを運用するに当たりましては、庁内で運用マニュアルを作成いたしまして、それに基づきまして運用をさせていただいているというところでございます。

○小野委員長 ほか。

飯高委員。

○飯高委員 先ほども出ましたように、観光会館ですけども、昭和38年といいますとやっぱり半世紀、50年が経過するわけですね。そうすると、当然耐震化されていないから耐震化をするということで、町長、先においてはもう取り壊しということでされていますけども、住民の要望では、年間2,200名参加されていて、利用率も、また今までの経緯があって利用されるのが将来においてどうなっていくのかなと。

耐震化は耐震化ですけれども、補強してもうたりするんですけど、やっぱりコンクリートというのはもうかなり劣化していると。だから、その劣化の状況をですね、やっぱり耐震化と含めて、安全にするためには耐震化をされるということで補強もするんですけども、本当に、またコンクリートの劣化がどういうふうになっているのかということもやっぱりはかっていかないと、耐震化やりました、だから安全ですということは、本当にそれで言えるのかなということもちょっと今、感じましたのでね、その点、どうでしょうかね。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 特に、地震の関係もございますけども、耐震関係で、姉齒さんの問題から、近くでサンホテルがございます。やっぱり耐震で2億ほどやって、耐震補強もされていますけども、実際、退化している中で、あの構造から言うたらですね、足場は上がっていますから、それをどれだけ補強するのか、そういう点も考えたら、かなりの高額な金額になると思っています。

そういう点については、やっぱりあの近辺にですね、コミュニティーということで西公民館をつくっていますので、西公民館をやっぱり活用いただこう。中にはやっぱり西公民館を使いたいけども、結局ここに観光会館あるから使うと。それも、料金的には無料ということでございますからですね、その辺のことを考えたらやっぱり西公民館をご活用いただくことがこれからのあれでですね、進んでいきたいと。より安全を考えるんだっただけですよ、やっぱりそういうことも考えながら、やっぱり何年先にですね、解体

するのか、そういうこともやっぱり視野に入れていかなかったら、やっぱりいつまでも持っているということはつこてくれということになりますから、その辺のときは、あるのにつこたあかんということには、これ、ならないと思いますから、そういう点をやっぱり十分考慮しながらですね、考えていきたいと思います。

○小野委員長 飯高委員。

○飯高委員 町長、住民の方の命を最優先して、そういう方法でとっていくというのは一番大事なことです。

ところが、要望されてね、そういう形でまだ使いたいという要望があれば、またそっちのほうの要望も聞いていかないといかんし、それは、また地域の方に現状を知っていただく。現状を知っていただいた上においてご利用いただいて、しかも、今、町長言われたように西公民館もあるんですよということも含めてですね、やっぱり話をさせていただいて、難しい選択にはなるとは思うんですけども、やっぱり命が一番大事なので。

今、今般のこういう自然災害と同時に、南海トラフと言われているので、いつ起こっても不思議ではない状況なのでね、このことを踏まえると、やっぱりそういうことも含めてね、住民の方に周知していただければと思います。以上です。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 ちょっと何点か聞かせていただきたいんですが、成果報告書の134ページにございます商工会に対する支援ということで、支援をしていただくのは結構かと思いますが、以前から、私たち、いろいろなことを商工会に対しても申しあげてきた経緯もあるんですが、職員さんがちょっと事件起こされたりして、そして、そのあと異動とかもあったんですが、この職員体制というんですか、商工会の職員体制っていうのがどうなっているのか、今、その辺についてお聞かせいただけますでしょうか。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 職員体制は、現実に、奈良県商工連合会の職員でございますから、もうそれで異動されてきますから、ここで採用するということは、もう斑鳩町の商工会で採用することはないと思います。

そういうことで、より皆さん方わかりやすくですね、職員としても、今、現実に郡山から、今、原田という職員が来ていますようにですね、変わってきますし、特に、一番難しかったのはやっぱり広域連合の商工会が、ここに事務局あった時分はですね、三郷、平群、安堵からここへ来ていましたから、そういう問題等がありましたら、そういうこともございますけども、今はやっぱり商工会、ああいう事件等のあとは、ご本人さんも

もう全てお金を返されてしてしていますからですね、これからはやっぱりより改革されて進んでいかれると思います。

ただ、やっぱり一番難しいのは、商工会連合会で、全国からもやっぱり金がなかなかおりにこない、やっぱり削られているという問題。ただ、私のほうの場合は、地元斑鳩町はやっぱりこれだけのお金をですね、提供しながら、商工会の活性化ということで、今また、最近はやっぱり商工会、今、女性部、青年部等、熱心にですね、頑張っていて、プレミアム商品券あるいはリフォーム券とかですね、そういうものを販売されながら、やっぱりまちの活性化ということで進んでおられるので。

職員はもう奈良県商工連合会の職員ということでございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 今ので流れというのが、町長ご答弁いただきましたのでよくわかりました。

実際に斑鳩町商工会の、こちらの商工会のほうに、県の職員さんではあるものの来ていただいている体制ですね、それはどうなっていますでしょうか。

○小野委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 職員の体制ということでございますけど、現在、4名の職員さんがおられまして、事務局長のほうに1名、経営指導員が1名、広域経営指導員が1名、経営支援員が1名、合計4名でございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 ということは、広域経営っていうことであれば、本来、斑鳩町だけではなく、広域的にいろいろなお仕事をさせていただくっていう人が、4人のうちの1人にいてるといふふうに考えていいのでしょうか。斑鳩町専属、専属って言うたらおかしいのかな、斑鳩町そのものは3人だけれども、広域担当とって、たまたま何町かのことをするのに斑鳩町に籍を置きながらやっているのか、そうではない、どこの商工会にも広域担当がおって、広域で何かを相談しているという状態なのか、その辺がちょっとよく今のはわからなかったもので、教えていただけますか。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 これは、県の商工会連合会が、この三郷、平群、斑鳩、安堵を1つの広域ということでみなされて、また、広連は郡山と、天理と、どうなっているか、そういう環境ですね、県がされていますから、その中で、今までは、県の関係でこの広域の中で、三郷、平群、安堵から1人ずつここへ来たわけですがね、それが、今、広域の職員が全て連絡をとりながら、この広域で、まあ言うたら観光物産というのかね、やっぱり信貴

山とか、あるいはそういう椿井城とか、あるいはそういうものの、安堵のやっぱり中邸とか、要はそういうものの連携をですね、密にしながらやっていこうという1つの基本施策もありますし、そういうことで、職員を、今、井上課長も申したように、4名というところでございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 およそはわかったんですが、なかなかね、難しいので、おいおい、また理解していくようにしたいと思います。

ちょっと先ほどから問題になっていますスマートフォンに対応したアプリの話なんですけれども、この成果報告書を見せていただきましたら、開発にかかった金額が、同じ数字で、決算額、県の支出金として丸々上がっているのですが、このアプリは、全額県が出してくれたというふうな状況になっているのかなとこの数字の並び見て思っているのですが、そうしたら、県はどんな条件を出してこれを各町にやったのか。それとも、県が幾つかの観光に力を入れている市町村に向けて補助出すよって、だからそっちの市町村でやりなさいということで進んできたのか。でも、全額県補助なので、全額県費なので、県費は、そういう何か上限みたいな、開発に関しての上限みたいなものがあったのか、いや、もう完全に事業主体が県みたいな感じでやっていたのか、この辺がちょっとわからないので教えてください。

○小野委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 この事業につきましては、奈良県雇用創出事業補助金というので、委員おっしゃっていましたように100%の補助が入っております。

この雇用については、雇用促進ということで、事業者等の雇用が促進されるような事業内容ということになっております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 そうしたら、この開発に係る上限が設けられていたとか、そんなものないのですか、特に。

○小野委員長 井上観光産業課長。

○井上観光産業課長 特に上限が設けられていたということではなしに、その事業の内容で採択を受けているということでございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 それで、たまたまそういう形でこのアプリをつくっていただいたというのが、先ほど他の委員からも出ていました会社の方だったのかなっていうふうな、会社のほう

から紹介をしていただいたという状況になっているのか、その辺がちょっともうひとつ見えにくんですが、便利のいいものを県費でできたってということについては確認をさせていただきました。

1点ね、ちょっと気になっていたのが、すみませんが、不用額調書の2ページに書かれています、知床物産展開催について、斜里町との協議が整わず未実施となったってなっているんですね。これについては、なぜ協議が整わなかったんだろうかなということがちよっとひっかかりましたので、これはどういうことだったんでしょうか。

○小野委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 企画費に属しています知床物産展の開催なんですけども、これにつきましては、斜里町さんと交流を深めていきますよう、私どものほうからお声をかけさせていただいたんですけども、斜里町さんのほうは、今、現時点では、もうしばらくということでございましたので、こういった関係上、なかなか進まなかったということで、不用額となったことをございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 不用額となったことについては不調だったという、不調の原因ももうひとつよくわからないんですが、さらにわからないのは、これが財政課の担当だったというのが、私もちょっと勘違いしてしましてね、もう、すみません。

もう、こういう問題については、何かをしましようということであれば、できるだけ、何て言うのか、ネットワークをとっていただいて、いろいろな情報を庁舎内で集めていただいて、事業の整理、事業のさらなる、大きくして発展させるとか、こういう作業を皆さんで力を合わせてね、事業を精査するっていうときにはやっていっていただきたい。これをもっと大きなものにしようとかね、いや、もうこれはちょっとやめようとかいう整理を、やっぱり今後いろいろ十分やっていっていただきたいと思うんですが。

それとですね、私、ちょこちょこ言わせていただいているんですけども、観光シーズンになって、斑鳩町にたくさんのお客さんが来ていただけることは本当にうれしいんです。観光客がずっと落ち込んできて、また頑張ろうということで、多少上向きにもなってきた、いろいろな取り組みをやっていきましょうということで、やっているのはいいんですけども、ただですね、交通安全上、松並木のところに大きな観光バスが何台も連なって停車するときがあるんですね。

ご承知のように、私は、法隆寺なものですから、役場との行ったり来たりをするときに、とても危ないなと思いながら、それで、ほかの方もすごくこう、どうやろうと思

ながら通行されているような状況があって、そんなときでもですね、比較的、地元の奈良交通さんだったり、奈良観光って書いてあるバスなんかは、運転手さんが出てきて、やっぱりね、こう、どうぞとか、ちょっと待ってとか言うて、ちょっと交通整理、やっぱりご協力いただいているんですよね。できましたら、私らも観光客は来ていただきたいので、とめるなまでは言いませんけれども、やっぱりそういう連携した配慮、とめていただいているときに、やっぱり斑鳩町の交通安全も守っていかないといけないので、ちょっとね、交通整理をそのときにしていただけたら。誰も何もおれへんときに、私ら、そろそろそろっと出て行って、何台もとまっていたら怖いすもん。あの反対車線、右側車線走って帰らんとあかんのでね。ちょっと、いや、向こうから来ませんようにとか思いながら走らんなんような状況で、そういうのがね、多分、町民さんの中でも、あそこをよく通る方は思っておられると思うんです。

そういう不満だけで終わったらいいですよ。ほんまに事故起こったら、不満だけで済まずにね、本当に事故起こったとき、ちょっと出会い頭とか怖いすから、そういう点で、その辺も少し、どこの観光バスが来ても、そういう、ちょっと交通整理などして、とめている間の交通安全をやっぱり守っていただけるような状況になるように申し入れをしていただけたらというふうに思っているんですが、それについて。

○小野委員長 小城市長。

○小城市長 今、おっしゃっていただくように、これはもう交通ルールがございますから、当然、もうここでとめるいうことはもう間違いですから、それを警察は取り締まらなければいけません。

そういうことをしていかなかったら、何ぼでもそういうことで、我々は、今、委員からも、辻委員もおっしゃっているように、もうあの奈良交通のバス停がありますけれども、あそこは歩道のところで何もないんです、待っているところないんです。そうしたら、日当たったら、もう熱中症なるというか、あるいは雨降ったらもうそのままですから。

我々は、やっぱりそのiセンターにカフェテラスができたから、あの場所へかわってくれというて何ぼも行くんです。それで、あそこは駐車禁止です。それでもタクシーが2台とまっています。そしたらあれ、一方通行だったら別ですけども、交互通行ですから、もうそりゃ明らかにルール違反なんです。我々のほうからも警察へ何遍も言うんです。事故起こったら、斑鳩町がやっぱりこれ、言われるわけです。何ぼ県の事業、52メーターは県の事業やったかて、そこで起こった場合はやっぱり斑鳩町がもっとしっか

りせえと。

だから、前でも結局、あんなところ相談なしに、結局、タクシー停をあんなところにしてしめて、志村さんの前とか、あるいはああいうことしたら、もう今、この植木も全然全くちやいますから。そういうことをやっぱりしてですね、この議会でも質問があったようにですよ、あんなこと何ですものと言うたら、何やらタクシー乗り場をしたいねんと。誰が考えたかてそんなことできませんわ。町長、おまえがやったんかと、我々にこれ、言われるわけです。そんなことしませんがなど。

そういうことをやっぱり考えていかなかったらね、やっぱりそれは守ることは守っていかんと、もう事故起こることは目に見えているわけです。起こってしもたら、こんな斑鳩町、必ずもう新聞、テレビにですね、出ますよ。こんなん明らかにもう出ます。

そこらをやっぱりもう少し徹底していかんとね、何ぼ業者が自分ところの商売やと言うてですね、やっていただくのは結構やけど、それやったらやっぱり町営駐車場もあんなから、町営へ一応おろして、それから自分ところの駐車場へね、入られたらいいわけですけども、あんなところでおろされたらやっぱり、あのちょうど一番問題はですね、文化財センターから真っすぐ来たら、ちょうどあそこへ出てきますから、ちょうど横断歩道ですから、あそこで修学旅行生がやっぱり富之里のレストランの駐車場と両方来ますからですね、よっぽど注意せんと危ないんですね。

せやから、バスのとまっているところの間から出られたら、もう必ず車は行きますから、そういうことを考えますと我々は、絶えずそういう点では、奈良交通にも、あるいは県にも、そして警察にも申しあげているんですけども、やっぱりそれを実行していただかなかつたら、せっかくカフェテラスをつくってですよ、きょうらでもあそこで休憩している人はね、風が入ってやっぱり非常にあのカフェテラス、緑が生い茂っておってよろしいですよということもおっしゃっていますから。せっかくiセンターというのは県がつくっていただいでですね、あそこにまだ立派な、法隆寺の管長さんとか、あるいは鈴木嘉吉先生とかが映っているやつが見られますから、そういうことをやっぱり考えていただいで、我々も努力していきたいと思っています。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 今、町長もいろいろご答弁いただきましたので。

ここにいてる職員さんもお承知の方もあると思いますが、昨年、私、びっくりしたことがあって、法隆寺の正面の南大門からiセンター側へ曲がろうとするような体勢のまま、中学生の子どもさんをバスからおろしていたバス会社があったんですよ。通行を妨

げられているんですよ、東西の。それでね、東西の通行を妨げられて、何なんこのバス
と思って、私ちょっとびっくりして、それで、反対側から来られた方も、はあっていう
ようなびっくりしたような顔されていて、そこで、いや、年いった人やら身体障害者の
方というのならともかくも、それも、曲がりかけていて、中学生ですわ、おろしている
のね。そんなこともあったんですよ。それぐらい、バス会社でも、何かとても常識で考
えられへんようなどころでおろすバス会社があったんですね。それは、旅行社がかんで
いたのか、どこの旅行社なのかとか、そういうのはちょっとわからないんですけど、私
もう、すぐ担当、観産へ来てね、ちょっとこれは問題だわっていうことを言っていたこ
とがあるんですね。

ですから、今後、ちょっとそういう問題があった場合、観光シーズン、気をつけてや
っぱり、環境パトロールとかいろいろ職員さん行かれると思うんですよ。そこなんです。
横断的に行政やりましょうっていうのは、いろいろなふうにして、青色パトロールでも
そうですけど、いろいろ、環境パトロール、道路のパトロールとか言って、各課がそう
いうふうに出たりしはっても、そういうことがあったら、横断的にね、行政というのは
連絡をとって、やっぱりやってほしいなど。ただ単に住民さんからの通報を待っている
だけ、住民さんからの通報があったから動くっていう、そういうだけに終わらず、職員
同士でもそういうのをやっぱり積極的にね、各課への連携、連絡っていうのをやってほ
しいということをお願いをしておきます。

○小野委員長 これをもって、第6款商工費についての質疑を終結いたします。

次に、第7款土木費について説明を求めます。

藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 それでは、第7款土木費につきまして説明をさせていただきます。

座って説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書の138ページをお願いいたします。

まず、第1項土木管理費、第1目土木総務費であります。主なものは人件費でござい
ます。

次に、第2項得道路橋梁費であります。

第1目道路維持費では、町道などを安全かつ快適に利用していただくために、舗装の
補修や路肩整備など、路肩の草刈りに要した経費、また、未登記道路の整理を12路線
において行いました。

次に、主要な施策の成果報告書の140ページです。

第2目道路新設改良費であります。大和川堤防線、町道437号線の拡幅工事を初め、地域の生活道路等の9路線の改良工事を行いました。

次に、第3目橋りょう維持費であります。橋梁長寿命化によって、今後発生するかけかえに係るコストの縮減等を図るために、修繕計画を策定いたしました。また、長寿命化修繕計画に基づく1橋の工事請負費2,650万円及び1橋の設計委託料150万円を次年度に繰り越しています。

続きまして、第3項河川費であります。141ページでございます。

まず、第1目河川総務費であります。主な内容といたしましては、毎年春に実施されております自治会内水路清掃に伴う発生土砂等の処理を行ったものであります。また、自治会等が自発的に行われます水路改修及び水路浚渫事業に対して、その経費の一部を支援いたしました。

次に、河川改良費であります。大和川水系河川整備計画が策定をされたことから、その計画との整合性を図る必要が出てきたことから、浸水対策雨水調査業務委託の実施を見送っています。

続きまして、142ページ、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費であります。

人件費以外の主な執行内容といたしましては、既存木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する支援に要する経費、いかるがパークへの整備促進に要する経費、JR法隆寺駅南北自由通路の維持管理に要する経費であります。

まず、既存木造住宅耐震診断及び既存木造住宅耐震改修に対する支援を昨年引き続き実施してまいりました。また、住宅の耐震化に関するさらなる知識の普及を目的として、NPO法人との共催により住民フォーラムを開催いたしました。

次に、都市計画道路の整備のうち、国の直轄事業でありますいかるがパークウェイは、平成26年3月30日に稲葉車瀬区間が供用開始されました。また、国道25号三室交差点までの道路構造について、地元自治会や関係機関との協議が続けられるとともに、用地買収も進められております。

また、事業予算の確保に向けた要望活動については、国土交通省を初め関係機関に対し積極的に働きかけを行っています。

次に、第2目公共下水道費であります。公共下水道事業特別会計への繰出金として支出をしておりまして、詳細につきましては、公共下水道事業特別会計において説明をさせていただきます。

次に、143ページ、第3目都市下水路費では、都市下水路5路線の浚渫作業を行い、

適正な維持管理に努めました。

次に、第4目公園費であります。

公園等に設置されている遊具による事故を未然に防止するため、職員による定期的な点検パトロールを実施するとともに、専門業者による公園施設の安全点検と保守点検業務を実施しております。

また、自治会等が管理する公園・広場において、自治会等により実施される遊具の補修、公園施設の整備等に要する経費に対しても補助を行いました。

次に、第5目都市計画審議会費であります。斑鳩町都市計画審議会を1回開催したことによる委員報酬を執行しております。開催した審議会では、歴史的風致維持向上計画の国への申請手続き、法隆寺周辺地区特別用途地区の指定に向けた状況についての報告を行いました。

次に、144ページ、第6目開発指導調整費では、都市計画法等関係諸法令及び町開発指導要綱に基づき、より良好なまちづくりの推進に努めております。

また、屋外広告物許可申請に係る事務処理のほか、違反広告物の除去を行い、良好な景観の形成に努めております。

次に、第7目景観保全対策事業費であります。

三塔周辺地域において、地域の農地所有者の方の協力によって、景観形成作物のコスモスの栽培を実施いたしました。

また、景観審議会を1回開催し、景観計画の運用、歴史的風致維持向上計画の国への申請手続きの状況、法隆寺周辺地区特別用途地区の指定に向けた状況について報告を行いました。

また、身近な緑化の推進と住民意識の高揚を図るため、4月に小学校の入学記念樹として、町の花サザンカの苗木を、そして、12月の産業まつりでは、ビオラとクリサンセマムの苗をそれぞれ配布いたしました。

次に、145ページ、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費であります。

本年度は、北口の5号線、町道312号線の整備につきまして、路線東側の事業用地取得が完了し、取得部分の暫定整備工事を実施いたしました。

次に、第9目法隆寺線整備事業費であります。

未取得の事業用地1件につきましては、地権者との継続的な協議・調整を行いました。が、年度内に交渉が整わなかったことから、翌年度へ9,627万3,000円を繰越ししております。

続きまして、第5項住宅費であります。町営住宅の適正な維持管理に努めるとともに、町営住宅管理システムの導入により事務の効率化を図ったところでございます。

以上が、第7款土木費の決算概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○小野委員長　ここで、14時45分まで休憩いたします。

（午後 2時25分 休憩）

（午後 2時45分 再開）

○小野委員長　再開いたします。

第7款土木費についての説明が終わりましたので、この款についての質疑をお受けいたします。

辻委員。

○辻委員　1点だけ。139ページ、道路台帳システムの構築。まずこれ、予算措置が、これ、県から2,100万ということで、2,169万3,000円。これ、県補助で、それで、その辺。

○小野委員長　佃田建設課長。

○佃田建設課長　この道路台帳等システムの構築で、決算金額が2,169万3,000円となっておりますのは、システム構築自体には2,100万円、そして、明示確定書の整理、毎年行っているもので、69万3,000円でございます。

システム構築の2,100万円につきましては、緊急雇用創出事業の補助金を活用しております。

○小野委員長　辻委員。

○辻委員　前回もちよつと言わせてもうたの、この道路の占用物の調査及び情報のデータ化を行ったということで、これ、道路台帳も一緒ですけども、占用物というたらいろいろな、ガス管、水道、下水、電話とか、その辺の調査もひっくるめて、これ、調査されたのか、その辺ちよつと。

○小野委員長　佃田建設課長。

○佃田建設課長　今回につきましては、先ほど申しましたように、緊急雇用創出事業の補助金を活用した関係上、ガードレールやカーブミラーの設置位置、それから設置状況の写真を撮るなどして、それと進入路の床板の占用等を確認して道路台帳システムのほうへ落とし込んだということで、下水道とか水道等はまだできておりません。

○小野委員長　辻委員。

○辻委員 占用物、上に出たる分だけが調査されたということで。これ、今後、道路台帳、データ化されていますので、今後また、地下埋設物についても、今後、担当課でいろいろ協議ありますけども、それはもう、今、これでもう終わって、あとは何もしないというのか、また今後、これらも活用しながらいろいろな、例えば埋設物の調査、各課と連携しながら一体的なものに仕上げていかはるのか、その辺の今後の対応について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○小野委員長 佃田建設課長。

○佃田建設課長 最終的には、今、委員おっしゃっておりますように、全課統一的なことで管理できるようにはしていきたいと考えております。

今のところ、システム上でいろいろ詰めやなん分が多々ありますので、今後、それらについて調整を図ってまいりたいと思います。

○小野委員長 辻委員。

○辻委員 いろいろな、例えば下水道課でも管路台帳とかいろいろありますので、それらも今後やっぱり一体的にしながら、事務の効率化を図っていただきたいと思います。

これで質問は終わります。

○小野委員長 ほか、委員さん。

伴委員。

○伴委員 142ページのいかるがパークウェイの整備促進、真ん中のやつですねんけど、私、夜、ランニングしているとき、非常にちょっと気になるんですが、歩道と車道の間にこう、木を植栽していただいて、その木の植栽の付近がものすごい雑草が非常に今、伸びている。最近特にひどい状態で、結構見苦しい。それで、やっぱりそういう私と同じことを思っている方というのは結構耳にするんですが、これ、何かボランティアの方がちょっとやっていたらいたようにも思うんですが、この辺の状況はどうなっているんでしょうか。

○小野委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 いかるがパークウェイにつきましては国道ということでございまして、第一義的には国が道路管理者として維持管理をするというのがまず前提にはなるところではございますけれども、現在のところは、国も所管する範囲が広うございますので、十分な維持管理が行き届いていると言えない状態ではあるのはご指摘のとおりでございます。

このような状況、同様でございますけれども、小吉田のモデル区間、平成16年に供

用開始した区間でございますけれども、この区間につきましては、地元のボランティア団体が協力をいただいております、清掃、除草等の作業を行っていただきまして、良好な環境が保たれているというのは、既に皆さまごらんいただいております。

10年の作業を継続していただいているところでございまして、このような活動をですね、このたび、3月に供用されました区間につきましても、ボランティア団体を、ご協力いただけないかということで募らせていただいたところ、現在、4団体、お申し出を頂戴しておるところでございます。

この団体の皆さまとですね、先日、活動いただけるような頻度でございますとか、ご協力いただける活動の範囲などについてお話をお伺いさせていただきましたところ、一定の方向性をお聞きできました。この結果をもってですね、奈良国道事務所と今後調整をさせていただきます、運用の方向性を見出していければというふうに考えております。

おおむね、皆さまとお話しをさせていただいているところ、11月ごろをめどに活動を始めることができるというところで協議を進めておるところでございます。以上でございます。

○小野委員長 伴委員。

○伴委員 確かにこれは国道ですので、本来、国のほうがその辺の維持管理ちゅうのはやっていたかなあかんものかもしれませんが、なかなかやっぱり国のほうも、実際のところ難しい。やっぱり非常に範囲が広いので、どうしても地元のほうになってくると。せっかくいい道をつくっていただいた。それで、やっぱりそれに対して、今後、やはり進捗する場所のものも、やっぱりこう、実際のところ、ただ雑草だけじゃないんですね。やっぱり気持ちがかもっていない。ええ道やというような形で捉えていたものが、だんだんだんだんこうで。その辺も考えていただいて、今、ボランティアを募っていただいて、そういう形でやっていただくと。これは非常にありがたい話やと思います。その辺、そういう話があって、また、町のほうとしてもその間に入っていただいて、うまくやっていただければと思います。本当に、ちょっと安心いたしました。

それで、もう1点、このパークウェイで、夜の10時ごろだと思いますねんけど、回ると、何か小吉田側の一番端のほうの一带がもう電気が消えてしまうような形で、突起物が歩道にあるので、危のうて危のうていう形でなりますねんけど、あれはもう、どうしても消灯せなあかん、やっぱりそういうような話が入っているわけでしょうか。

○小野委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 この小吉田の歩道照明につきましては、あの区間の供用当時から、地域の方々との、いろいろご意見お伺いしております。

まず最初は、全灯ずっとつけていたんですが、あまりにも明る過ぎるといったお声。それと、一旦、またそれを聞いて消したんですが、今度消すとですね、また泥棒に入られるやないかといった声とかいろいろありましてですね、それで最終的に今の状態で落ちついたというところなんです。

確かに、今、伴委員おっしゃっていただくようにですね、車どめがあります。あれは、真っ暗になってしまうと非常に見にくい状態で、もともとは光るようになっていたんですが、今それがちょっとつかないような状況になっていますので、そこはちょっと何らかの方法で、あるというのがわかるようなところにつきまして、また、奈良国道のほうに申し入れしましてですね、対策は講じていきたいと思っております。

○小野委員長 伴委員。

○伴委員 私らはどういうたら、どっちかいうたら自転車やなく、走ったり、歩いたりしている者でも非常にもう見づらいというか、ほとんどわからない状態になっていますので、事故が起こる前にちょっとその辺、よろしく願いいたします。以上です。

○小野委員長 ほか、委員さん。

辻委員。

○辻委員 先ほど、伴委員の続きになりますけど、今、ボランティアさんに募ってされるということで、恐らく前のモデル区間は桂の会がボランティアされて、町との覚書でさせてもうていると思っております。

その中で、特に、その資材は国のほうから、ほうきとか出してくれると思っておりますけども、あと、その保管するところが、多分、俺、また問題になってくる。その辺また、町のほうでボランティアさんと十分協議しながら、例えばちり取りとか何かそういうふうなものの対応、また、引いた草の処理の方法とか、またその辺はボランティアと十分やっぱり。もう国が見てくれませんので、材料は支給するけど、あとはもう国は知らんというような感じになると思っておりますよってに、その辺の対応だけ、またよろしく願いしたいと思います。これはもう要望だけで。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 桂の会さん、平成16年から10年間というのは、資材、国土交通省奈良工事事務所から表彰をこの間お受けになりましたし。実際言うたら、皆さん方一生懸命や

っていただいて、そういう保管場所というのは生き生きプラザもありますから、あの辺のどこかでまた確保するとかそういったところを考えていく中で、ただ、今、延伸したところが、今、伴委員もおっしゃるように、道路際のところに草が生えてくるというのは、これでなかなか草刈れというのは難しいと思います。中やったらよろしいでっせ。外側のところは、あれ、道路際のちょうどあれ、今またこの雨が多いから、もう草がものすごく生えているんですわ。もうちょっとしたかて、もうこの間草刈りしたと思ったら、大和川にももう、8月2日であれ、防災訓練終わったら、もうえらい草、草もね。

それで、今でも南さんところの、今してあるこの、天理から、あそこかてこの間、自分ところの、川本さんのところは草刈られましたけど、まだこっちは工事これからかかるよってにということで、もう、すぐ草生えてきますので、今おっしゃっていただいているように、確かに、草そのものが、座ってやるのか、この難しさというのはあると思いますから、事故に巻き込まれたらこれ、大変なことですから、そこらも十分気をつけてね、やっていきたいと思います。

○小野委員長 ほか、委員さん、ございませんか。

里川委員。

○里川委員 140ページの橋りょう維持費というところがあるんですけども、このそのものというよりはね、富雄川なんかの河川敷というのか、あの草とかいうたら県がしますよね。富雄川にかかっている橋、小さい橋ありますよね、車1台ぎりぎり通れる。あの橋なんかも、とても草がね、昔はどうだったかわからないんです。あの橋をつくった当座はコンクリートできちっとやっていたらどうかわかりませんが、最近では、すごい草伸びてなっているんですけど、あれの管理っていうのか、ああいうところの草については、どこがどうすることになっているのか、私もちょっとわからないのでね、この際ですので聞いておきたいなと思うんですが。

○小野委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 今、ご指摘いただいていますのは、多分高安西団地の真ん中からです、高安の村のほうへ入っていく、一番古いあの細い橋やと思います。

橋梁につきましては、斑鳩町の管理物となっておりますので、斑鳩町が本来管理をするべき部分でございます。

ちょっと現状を確認させていただきまして、対応させていただきたいと思います。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 犬の散歩とかいろいろ、結構あそこ通ってはるのでね、割とこう伸びて、大

分こう出てきているような状況になっていまして、雨が降ったりすると草ぬれまして、通ったときに当たればぬれるし、そういう状況もあるのでね、一度ちょっと、じゃあ、点検をして、お願いしておきたいと思います。

142ページにあります既存木造住宅耐震診断の支援で、25年度は25件、平成24年度、24件ってなっていますけど、これ、始まったのはいつからで、累積で今どれぐらいの、斑鳩町のご家庭でこの診断を受けていただけているのかなというのをちょっと教えていただけますか。

○小野委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 耐震診断のこれまでの実績、平成18年度からこの支援事業という形、実施しておりますけれども、診断につきましては、累計で177件の診断の実績がございます。以上です。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 そうですね、18年からやっていただいて、まだ177件、25年度でも25件ということなので、まだまだ古い木造のいい建築物などもたくさん斑鳩町にはございます。そして、昔のね、大工さんがつくられたしっかりした家もたくさんあると思うので、耐震診断、ぜひ積極的に受けていただけるようにしていただけたらありがたいかなと思っています。

それと、先ほどからいろいろ委員さんから、いかるがパークウェイの整備について出ているんですけども、実は、新楓町の4班の方からですね、自分のところの近くのパークウェイの整備が進んでくると、自分ところの近くの道路環境が大きく変わるということですね、ご心配になっていて、その辺のあたりの方への説明会の持ち方であったり、そして、その方いわく、私たちは決して納得はしていないんやって言わはるんですけど、説明会、どんなふうにしてはって、住民さんの、その方だけがそう言うてはるのか、そのときの反応ですね、住民さんたち、どうおっしゃっているのか、その辺のところをちょっと。私は全くそういうところに参加したことがないので、どうもわからないので教えていただけたらと思うんですが。

○小野委員長 松岡都市整備課長。

○松岡都市整備課長 今、ご指摘のありました箇所の説明会につきましてはですね、平成24年度にはなりますけれども、回数につきましては、ちょっと資料を持ち合わせてございませんのですけれども、計画の図ですね、これらにつきましてお示しをしながら、道路の形状等につきましてもご説明をさせていただいたところでございます。

頂戴しましたご意見といたしましては、今よりも利便性の低下することがないようにというようにお声が中心な形でご指摘をいただきました。

しかしながら、道路の構造上、限界というものがございます中での設計だということでのご理解を求めているところでございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 そうですね。その図面も、説明会でお示しをしたけれどもお渡しができないという状況にあったということで、私も、こういうことがあったということで担当へ行ったときも、その図面は、一旦見せてはいただけただけど、これ、もらえますかと言うたら、もらえないということだったので、それは今どういう状況になっている、その辺のね、その設計のことが、今、この本体のこの事業の中でどういうらへんの位置になっているのか。まだそれが、説明会でも住民さんにお渡しできないという状況のある中でね、ちょっとその辺が気になっているんですが。じゃあ、いつになったらそれを渡して、ちゃんと説明ができるのかっていうのがね、そういうのがちゃんと段取りがとれるんかなと。

それも渡せません、返してください、それで、どうも住民さん納得していないと言わはるし、いや、それならそういう図面をきちっとお渡しして説明できるのは一体いつになったらできるんだろうという、その辺ちょっと感じたんですけどもね。

○小野委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 ただいまご質問いただいております件につきましてですね、今、課長申しましたように、図面を提示させていただきながら、顔をつき合わせて、見ていただきながらご協議をさせていただいたと。

いろいろ、いわゆるですね、利便性が今よりよくなるというご指摘というか、ご意見なんですけど、現在ですね、いわゆる1車線の町道に面してお住まいになっておられます。そこから出られますと、すぐに三室の交差点に入れるんですが、やはり、いかるがパークウェイできますとですね、その本線には直接は乗っていただけない。これはもう物理的に無理な状況でございますので、それをもって今より利便性がよくなるから納得でけへんという言い方をおっしゃっていただきました。

したがいましてですね、事業者側としてはですね、国のほうは、最善といいますか、何回か計画を図面を描いてお見せをさせていただいて、建設水道常任委員会でも一度説明をさせていただいたことがあるんですが、そういった提示をさせていただきながらやっているのですが、最終形がまだ、そういうご了解いただけない中で確定しないもので

すから、出しますとですね、それがまたひとり歩きしてしまうということで、国のほうが、やっぱり今の協議の状況の途中の段階で図面をお渡ししてしまうということとはできないという見解でございまして、その辺は何回でもですね、お話をさせていただいて、納得いただけるようにまで話をさせていただこうという思いはありますが、なかなかちよっと埋まらない溝の部分もございましてですね、実のところ、図面もお渡し、確かにできていないですし、最終的には確定したということにはなっていないという状況でございまして。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 今の説明で大体わかりました。

私たちは常々、住民合意をもって進めていくようにということをお願いしてきている傾向がありますので、その点、もうこれだけ進んではきているんですけどもね、でも、住民さんからそういうお声がやっぱり出てくるということはあまりいいことではないので、ちょっとお聞かせいただいたんです。

すみません、1つ、ちょっとどうしても、この際ですのでお聞きして教えていただきたい点がございまして。財産に関する調書の最終ページに、町営住宅管理明細一覧が載っているんですけども、こうして見ていって、ああ、大体こうかなっていうふうに思っているんですけど、上3つについては非常に古い建設年度になってはいますが、このうちのね、興留東団地は18戸の9棟ってなっているんですよ。ということは、二戸一の住宅なのかなと思うんですが、ただ、管理戸数は15戸ってなっていて、これ、奇数なんですよね。二戸一の建物やったら、管理戸数は偶数だったらあれなんですけど、奇数になっているということはどんな状態なんかなと思って。私、ちょっと現場を見ていないのでよくわからないんですが、入居可能戸数は10戸で、入居も10戸ということで、そうしたらその二戸一で建っている9棟のうちの1つは、これ、管理戸数が奇数ということはどんな状態になっているのだろうというのがね、これちょっと、これ見て疑問に感じましたので、どういう計算、どういう計算というのか、どういう現状になっているのか、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 現状を見ていただいたらわかるように、もう一番端のところ、取り壊しをしていますから、だから、15戸ですね。3戸取り壊しというのか、していますから。

亡くなられて、家族の方が同意いただいて、危険性がありますから、もう解体をさせていただいたということです。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 そうしたら、一応これ、18戸の9棟ってなっていますが、1戸を取り壊すことができるっていうのであれば、18戸の9棟っていう考え方っていうのが成り立つのか、成り立たへんのかようわかりませんねけど、壊したあと、それなら、それ、二戸一でひっついてた建物ではないんですか。二戸一のように、ただ、建物そのものは1戸ずつやったけど、土地が連続性を持っていたというのか、そんな形やけど1棟、2棟という形で、そういう感じで建っていたのか、それで壊せたのか。それとも、二戸一でひっついてるのに1戸無理やり壊したらね、ひっついてる部分がややこしいですから、その辺が私ちょっとわからへんかったので、ちょっと形状がわからなかったの。

ということは、これ、1戸ずつにはなっているんですね、この18戸、9棟やけど。今後も、これは、今10戸しか入居されていないので、1戸ずつ壊すっていうようなこともできるわけなんですかね。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 もう古い建物ですから、その住んでいる方に、新しくできた長田とか、あるいはそういうところにかわってくれと申しあげても、かわらない、このままで住みたいとおっしゃるものですから、これはもう難しい問題で、やっぱり住んでいる権利がありますから、その辺のところ。

やっぱり町としては、地震が、あるいはそういうことでやっぱり危ないということは、もう明らかに、もう年数見たかてわかっていただけなんです。危険度は高いですし、やっぱり増築もされているところもありますから、その辺のところも十分考えて、町としては、新しくできたところへかわっていただければどうですかということを、目安ができたときも申しあげたんですけども、なかなか、ここで住みたいとおっしゃるものから。

○小野委員長 戸数と棟の棟、その違いというの、それちょっと担当のほうからでも明確に教えてください。

佃田建設課長。

○佃田建設課長 先ほど町長が言われましたように、古い建物、出られた建物については取り壊しを行っている状況であります。

それで、管理戸数が15戸ということで、2戸で1棟ということですねんけども、そのうちの1棟出られまして、あまりにも古い状態で管理ができないと、危ないという状況で、切り取りをしてですね、1棟を取り壊したというものがございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 はい、わかりました。切り取ってまでこぼってもらったんですね、そうしたら。そして、18戸、9棟で15戸という奇数になっているけれども、そういう状態だったということは理解しました。

今、町長の答弁にもありましたように、昭和32年の建設ですからね、非常に古い建物ですが、今、まさにね、耐震診断とかいろいろなことをやっていますけれども、この町営住宅についての耐震診断とかはどういうふうになっているのでしょうか。

○小野委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 この興留東団地につきましては、もう昭和32年の木造建築ということ、それと、先ほど、課長が申しましたように、もうぼろぼろになって壊さなあかんような状態といったことからですね、当然、今、耐震改修であつたりというところはできないだろうということになっております。

したがいましてですね、町長、先ほどご答弁されましたように、できるだけ違う町営住宅のほうに移っていただきたいということを住民の方とお話しさせていただきながらですね、できるだけ早い移転を促しているという状況ですが、なかなか、家賃等々の問題がございまして、出ていただけないという実態がございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 大変難しそう、今、答弁聞いていたら難しそうな話なんですけど、耐震診断よりもですね、もう既に耐震改修すらできないというような、今、ご答弁だったかと思うんですけども、そんなところに町営住宅としてお住まいいただくということでは、本当に何か万が一あったときにね、町としても困るんじゃないかなということで、これはやっぱり精力的に、できるだけいい方向で解決をしていけるようにね、やっぱりやっつけていかなあかんのかなと。これまた、町営住宅っていう中では、万が一のことがあったとき、町がやっぱりね、何か問われることにもなってくるんじゃないのかなというふうに思うんですけど。

○小野委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 今、ご指摘の件につきましてですね、当然、できるだけ、安全を考えますと出ていっていただきたいというところはございまして、いろいろご指摘もいただいておりますので、弁護士さんとも相談をさせていただく中でですね、やはり強制的にはなかなか出ていっていただきにくいということがございまして、積極的に、できるだけ早い段階で移転していただけるように努力はしていきたいと思っております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 家賃の問題であるとか、いろいろな問題があるということだったので、いろいろな研究していただいてね、できるだけクリアできるような状況をつくれないうことで、また、さらに、こういうことが全国にもあるんだろうと思うんですけどね、何かいい策がとれるようだったら、やっぱり住んでいる方、やっぱり尊重せんとはいけませんのでね、この住んでいる方たちが納得できる形でね、何かうまくいく方法があればと。私も研究しますが、担当におかれましても、ちょっと先進事例なんかも研究していただいて、今後、対策、やっぱり前向きにやっていただけますように。

斑鳩町内で、何か万が一とかあったときにも、非常に私たち議会としてもね、そういうことをいろいろ言われたときに困るかなっていうふうにはちょっと感じたものですから、よろしくお願いします。以上で。

○小野委員長 伴委員。

○伴委員 先ほど里川委員が、バイパス、いかるがパークウェイのことで、新楓町の4班の方の話、私はちょっとびっくりして聞きました。

はっきり言って、私のところ、その向こう側の自治会に住んでいるんですけど、一番やはり今回のこのパークウェイで利便が悪くなる、これはもう間違いなく新楓町の4班の方やと。だからいろいろ、ご承知のように修正、向こうのほうはこうしてほしいと言うてはると。こっちのほうは、ちょっとこれ、ちょっと不便になるけど、これはもうやっぱり向こうの新楓町の方のおっしゃるようになっていかにとという形でやってくる。それでまた、新楓町の方、協議されたらどうですかということで、常にそういうような形で問い合わせさせていただく中で、本当は一部の声かもわかりませんが、おおむね了解していただいていますというような、私、認識、また回答いただいていたと思うんですが、これ、今の話、うちの自治会の者が聞けばびっくりする。正直言って、これはもううち不便になるけど、向こうのほうはもっと大変やからという思いでやってきたと思うんですわ。

そのあたり、新楓町の合意、このあたり、今、本当のところどんなのになっているか、ちょっと教えてください。

○小野委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 今、ご指摘いただきましたように、先ほど、私、答弁させていただきましたようにですね、どうしても、今の現状より利便性をよくなる方法っていうのは、実は、物理的にはありません。それを求められている部分がございます、どうしても

そこが埋まらないところ。ただし、当初から、もう一発でぼんといったわけじゃなしに、いろいろな方法をですね、図面も描きながらも、提示をさせていただきながらしてきている状況でございます。

そこで、特に、行ったときにですね、もうこんなやつたら絶対反対やという話ではないんですが、なかなかやっぱり確かに納得は。今より利便性がよくなる方法、悪くならない方法というところのお求めは、いまだにやっぱりあります。

ということで、完全に合意をいただけたという状態になっていないというのは確かのところでございます。

できるだけ、物理的に、計画としてですね、これ以上よい計画、利便性が向上される計画っていうのは難しい状況にもございますので、何とか早い段階でご理解いただけるようにですね、また努力もしていきたいというふうな状況でございます。

○小野委員長 伴委員。

○伴委員 正直ね、やっぱりこれ、みんなやっぱり合意っていいですか、やっぱりこれ、通る。実際、全体のこの地域、斑鳩町がちょっとでもよくなったらええという思いで、多少今現状より不便になっても、これはもう、これはしゃあないなという感じで、うちの自治会のほうなんかでも、そういう形で合意形成できているというような形。

これ、私、新風町の方にも、やっぱり確かに今よりはよくなるというのは非常に難しいのは、もうようわかります。もう本当にこれは、今後非常に大きなことになってくると思うんですね。

だからこれ、本当にその辺、もう本当にちゃんと説明をしていただいて、気持ちよくということはないけど、これはもうしゃあないなという感じでやっていただくように、これもお願いしておきますわ。

○小野委員長 ほか、委員さん、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 それでは、これをもって、第7款土木費についての質疑を終結いたします。

続きまして、認定第7号 平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 それでは、認定第7号 平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

認定第7号

平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成26年9月1日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、決算の概要についてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。座って説明のほうを進めさせていただきます。

まず、公共下水道の供用開始の状況につきましては、前年度4,592戸から213戸ふえ、4,805戸のご家庭で利用可能となりました。そのうち、本年度194件の接続申請を受け付け、2,909件の皆さまにご利用いただいております。供用人口1万3,126人に対し、接続人口が8,553人となり、水洗化率といたしましては、前年度の64.0%から65.2%となったところでございます。

それでは、平成25年度の公共下水道事業の決算状況についてご説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書の204ページをお願いいたします。

決算及び決算収支の状況では、歳入総額14億446万4千円、歳出総額は14億434万8千円となり、歳入歳出差引額は11万6千円であります。

なお、翌年度への繰越事業に伴う繰越額は371万6千円でございます。

次に、205ページ、歳入決算の状況についてご説明をさせていただきます。

第2表、歳入決算の内訳で、分担金及び負担金では、公共下水道加入負担金が1,940万円、使用料及び手数料では、公共下水道利用者の増加により、前年度より742万5千円増の1億339万5千円となりました。

国庫支出金では、通常的面整備工事に加え、継続事業として、目安汚水幹線2工区及び岡本汚水幹線2工区の主要な幹線工事に取り組んだことから、前年度より3,476万2千円増の4億円となりました。

次に、繰入金では、元利償還金の増に伴い、前年度より3,282万円増の4億4,395万6千円となりました。

次に、町債では、国庫支出金と同様の理由により、前年度より3,160万円増の4億3,030万円となりました。

次に、206ページをお願いいたします。

歳出決算の状況では、公共下水道費で、前年度より6,803万5千円増の9億2,648万2千円、流域下水道費では、前年度より56万円減の590万1千円、公債費では、前年度より3,381万7千円増の4億7,196万5千円でございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明を進めさせていただきます。

まず、207ページをお願いいたします。

第1款公共下水道費、第1項下水道管理費、第1目下水道総務費でございます。主な内容といたしましては人件費でございます。また、接続の支援策として設けております排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給制度の利用件数は2件で、この制度を利用され、返済を完了された方からの利子補給申請件数は4件ございました。

次に、第2目施設管理費でございます。その主な内容といたしましては、流域下水道センターへ支払いいたします汚水の処理費用としての流域下水道維持管理負担金に係るものでございます。

次に、208ページをお願いいたします。

第2項下水道新設改良費、第1目管きよ等新設改良費でございます。その主な内容といたしましては、公共下水道の整備で、神南5丁目、稲葉西1丁目、2丁目、龍田1丁目、4丁目、法隆寺西3丁目、阿波2丁目、興留6丁目地内等で、約6.5ヘクタール、延長で約4キロメートルの面整備を行いました。

また、町の主要な管渠では、平成23年度から平成25年度にかけ、3か年継続事業として、法隆寺南2丁目から高安西1丁目地内において、約1.3キロメートルの岡本汚水幹線2工区及び平成24年度から平成25年度までの2ヵ年継続事業として、服部2丁目から目安北3丁目、興留8丁目地内において、約500メートルの目安汚水幹線2工区工事が完了したところでございます。

また、浄化槽雨水貯留施設転用に対する支援では、2件の補助を行い、累計38件となりました。

次に、第2款流域下水道費では、県が実施する浄化センター等の整備事業に対しまして、市町村負担割合に応じて支出いたしております。

次に、第3款公債費では、元金及び利子の償還を行い、平成25年度末の起債残高は、前年度末より1億3,786万6,338円増の84億3,140万9,977円となりました。

今後、下水道整備を着実に進め、普及促進及び接続の向上を図るとともに、健全な

下水道経営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第7号 平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、何とぞ原案どおり認定いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○小野委員長 公共下水道事業特別会計について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

伴委員。

○伴委員 公共下水道事業財政推計表、この大きいやつで見せていただいた中で、私、一般質問を以前させていただいたときに、接続率に非常にちょっと注目して質問させていただきました。

そこで、正直言うて、今、私の住んでいる自治会も集中浄化で、それで、今、工事が入っていると。たしかその質問させていただいたときに、この接続率が、集中浄化というのは、そこがなくなりますので、そのつないでいる者は100%の接続になりますわな。それで、それを抜いたら、たしか10%ぐらい落ちたと思うんですね、接続率が、集中浄化を抜いた場合。それでいきますと、私どものところがもう最後のほうの集中浄化地域やと私は認識しているのですが、この水洗化率を見ていきますと、そこそこ60台でずっと推移しているような形、将来に対しても。このあたり、ちょっと見積もりとして、もうその集中浄化のところは今後もうないとなっていった以降、なかなか難しい数字じゃないかなと思うんですが、このあたり、この数字はどういう形で。ちょっとしんどいんじゃないかなと私は思うんですが、そのあたりどうですか。

○小野委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 確かに、委員おっしゃられます集中浄化槽につきましては、自治会主導で進められるので、接続については早期に接続されております。

ただし、動向といたしましては、個別の浄化槽につきましても、年数はかかりますが、5年から7年にかけて接続がふえていく傾向にございますので、また、先ほど委員もおっしゃいましたように、10%程度違うという話の中で、今の条件でも、平成17年度に供用開始したところが、今、盛んに申請をいただいておりますので、時間はかかりますけれども、接続には意欲的にしていただいているというふうに感じているところでございます。

○小野委員長 伴委員。

○伴委員 時間はかかるけど、接続率はこういうような数字になっていると。何しろこれ、

やはりこの公共下水道というのはつないでいただかないと、何ぼ設備しても、結局、これは上水と違って、ここがもう大きなポイントやなど。財政的にも、全てここにかかってきているというように思いますので、その辺、つないでいかなあかんというような形で、これ、環境にもかかわってきますので、その辺、努力、よろしくをお願いします。以上です。

○小野委員長 ほかの委員さん、ございませんか。

里川委員。

○里川委員 今、接続率の問題も出ましたけど、実は、うちの地域は岡本汚水幹線で、おくれて、おくれて、なかなか進まない間に、まあたくさんの方から、何なん、まだなんとかいろいろお声いただいていたが、しばらくしましたらね、もうその声すら出てこなくなつて、もう、いや、ぼちぼち岡本幹線できてきたよつてなつても、もう今、何か熱ちょっと冷めているんですよ。

この間、美化キャンペーンでお掃除して、いろいろな方とお話しして、いや、もうできましたからね、また枝管でね、ずっと五丁町の地区入りますよつていう話はしていたものの、もう皆さんね、ちょっともう、ぴんどこないというのか、そんな状況になってきているんですよ。それで、自分のところにある浄化槽どうしたらええんやとか、そんなんも全然理解をしていただいていないようなので、ですから、最初はね、いろいろ広報紙に載せてしはつたと思うんですよ。でも、今は、そういうふうな時期がずれちゃつて、もう熱冷めてしまつて、工事がおくれたりしたところなんか、でも、幹線、これ2つ、目安と岡本とやつたら、その計画区域内、こういうところにはね、できましたらやっぱり回覧板とか、その下水の話題の回覧板であつたり、チラシつていうんですか、こんなふうにできますよみたいなこととか、何かちょっと集中して、全体の広報紙に載せるつていうのは、また、もう既に済んでいるところもたくさんありますのでね、あれですけども、何か工夫をしてね、せつかく工事やつたところの周辺自治会に関心を持っていただいて、あ、そうかという、ああ、こうなんねんなということを、また再認識していただける何か方策をやっていただかないと、今、伴委員が言うたような普及率の問題もあります。

それで、はようにつながっている、うちらもはようにつながっているところと隣接していますけど、いや、まだつないでいないよとつて、つないでいないよとつて、それなら、まだ全然何もなしのところ、あ、そう、つながんでもええのみたいなね、何かおかしな話がね、お年寄りの中でできていたりとかね、そんなのもありますのでね、

やっぱり啓発する意味で、その幹線の工事の終わった周辺のところ、今後また、道のところでね、やっていかなあかんで、またご協力いただいたり、ご理解いただいたりせなあかんと思いますけれども、どんなことができるとかね、下水やったらどうなるとか、それでこんな補助もあるとか、そういうご案内なんかもして、計画的にお住まいの人たちがより接続しやすいようにやっていっていただきたいと思っていますので、その辺はまたよろしくお願ひしたいと思っています。

○小野委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 接続率の啓発につきましては、担当課といたしましても一番重要な課題といたしまして、年1回、広報紙に下水道に関する記事を掲載させていただいていますのと、次年度に工事をするところを広報紙に載せていっているところがございます。

今話を聞かせていただきまして、どうしても、事業計画が7年間で決まってしまうと、平成23年度に決まった計画で29年度までの、今、取り組んでいるところがございます。

担当課には問い合わせの電話はかなりありまして、それを聞かれて、あ、まだ先の話やなっているような認識になって、ちょっと薄らいでいくのかなというような感じをしておりますので、啓発にちょっと興味を持っていただくようなことも、今後考えていきたいと考えております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 そういうホットな状況、まちの、住民さんの状況をね、敏感に感じ取りながら、どう啓発するか。そういう行政の柔軟性というのか、そういうのも絶対、接続率を高めるためには必要だと私は思っていますのでね、またよろしくお願ひします。

1点、ちょっと数字的に確認したいのが、207ページにございます下水道台帳の整備なんです、下水道台帳っていうのは比較的新しい事業で進めてきているものですから、この台帳づくりというのは他の事業に比べたらずっとやりやすい整備かなっていうふうに私は感じているんですけども、それでも新たに事業が進むと、こうやって整備をしていく中では、一定、これ、200万近いお金かかってくるんですけど、ということでは、この台帳整備するだけでも、今後、今の計画でやっていったらね、結構な金額になってくるんですかね。これ、単価言うたらおかしいですけど、この189万っていうのは、何でこの金額が決まるんでしょうか。長さやったり、何かいろいろあるのかわからないんですけど、教えていただけますか。

○小野委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 下水道台帳につきましては、下水道法によりまして、供用開始のときに下水道台帳をつくって、閲覧等に供するというふうにならわれておりますので、下水道台帳の作成をしているところでございます。

そして、今、ご質問の、作成の単価につきましては、1キロメートル当たりの歩がかりを作成いたしまして、作成に当たりまして、入札にしているところでございます。

○小野委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 ないようですので、公共下水道事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

これをもって、都市建設部・上下水道部に係る決算審査を終わります。

本日はここまでとし、これにて散会いたします。

明日は午前9時から再開し、引き続いて審査することといたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 3時43分 散会)